

平成 1 8 年 5 月 1 1 日開会

平成 1 8 年 5 月 1 1 日閉会

平成 1 8 年 5 月

第 1 回臨時会会議録

小豆島町議会

平成 1 8 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 1 1 8 号

平成 1 8 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 5 月 8 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 5 月 1 1 日 (木)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 1 8 年 5 月 1 1 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 8 年 5 月 1 1 日 (木曜日) 午後 5 時 3 5 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月11日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
内 海 統 括 室 長	八 代 豊			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	秋 長 邦 広			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	真 渡 健			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 野 俊 昭			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
介護老人保健施設事務長	岡 田 弘 彦			
病 院 事 務 長	松 下 智			
出 納 室 主 幹	高 橋 龍 司			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 山 本 芳 嗣

議事日程

別 紙 の と お り

平成18年第1回小豆島町議会臨時会議事日程（第1号）

平成18年5月11日（木）午前9時30分開議

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号. 議長選挙について

（臨時議長提出）

平成18年第1回小豆島町議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

平成18年5月11日（木）

- 第3 会期の決定について
- 第4 選挙第2号． 副議長選挙について (議長提出)
- 第5 決定第1号． 議席の指定について (議長提出)
- 第6 会議録署名議員の指名について
- 第7 発議第1号． 小豆島町議会会議規則の制定について (議員提出)
- 第8 発議第2号． 小豆島町議会委員会条例の制定について (議員提出)
- 第9 発議第3号． 小豆島町議会事務局設置条例の制定について (議員提出)
- 第10 発議第4号． 地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項について (議員提出)
- 第11 決定第2号． 常任委員会委員の選任について (議長提出)
- 第12 決定第3号． 議会運営委員会委員の選任について (議長提出)
- 第13 決定第4号． 農業委員会委員の推薦について (議長提出)
- 第14 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第15 選挙第4号． 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第16 選挙第5号． 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第17 選挙第6号． 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について (議長提出)
- 第18 議案第1号． 専決処分の承認について（小豆島町役場の位置を定める条例ほか158件の条例制定） (町長提出)
- 第19 議案第2号． 専決処分の承認について（平成17年度小豆島町一般会計予算ほか12会計の予算） (町長提出)

- 第20 議案第 3号 . 専決処分の承認について（公平委員会事務の香川県への委託）
（町長提出）
- 第21 議案第 4号 . 専決処分の承認について（字の名称及び区域の変更）
（町長提出）
- 第22 議案第 5号 . 専決処分の承認について（内海町土地開発公社定款の一部変更）
（町長提出）
- 第23 議案第 6号 . 専決処分の承認について（小豆島町の公金の出納事務を取り扱わせる金融機関の指定）
（町長提出）
- 第24 議案第 7号 . 専決処分の承認について（市町総合事務組合理約の一部改正及び財産処分）
（町長提出）
- 第25 議案第 8号 . 専決処分の承認について（小豆島町特別会計条例の一部改正ほか7条例の改正）
（町長提出）
- 第26 議案第 9号 . 専決処分の承認について（平成18年度小豆島町一般会計暫定予算ほか10会計の予算）
（町長提出）
- 第27 議案第10号 . 小豆島町収入役事務兼掌条例について （町長提出）
- 第28 議案第11号 . 助役の選任について （町長提出）
- 第29 議案第12号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第30 議案第13号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第31 議案第14号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第32 議案第15号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第33 議案第16号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第34 議案第17号 . 監査委員の選任につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第35 議案第18号 . 監査委員の選任につき同意を求めることについて （町長提出）
- 第36 議案第19号 . 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
（町長提出）

- 第37 議案第20号 . 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第38 議案第21号 . 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)

平成18年第1回小豆島町議会臨時会議事日程（第1号の追加2）

平成18年5月11日（木）

第39 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）

第40 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）

開会 午前9時30分

議会事務局長（山本芳嗣君） おはようございます。議会事務局長の山本でございます。

議会の開会に先立ちまして、本臨時会は小豆島町が発足し、一般選挙後初めての議会があります。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、藤井源詞議員が最年長者でありますので、臨時議長に就任をお願いしたいと思います。

それでは、藤井源詞議員をご紹介申し上げます。どうぞ議長席の方へお着きください。

臨時議長（藤井源詞君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました藤井源詞です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞ、議員各位のご協力によりまして無事責任を果たしたいと存じますので、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開会に際し、町長より初議会招集のごあいさつがあります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日、第1回の小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、まことにおめでとうございます。また、何かとご多用の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本日は地方分権時代、少子・高齢化社会、多様化する住民ニーズなどに対応するため、旧内海町と旧池田町が合併して誕生いたしました小豆島町としての初議会でございます。執行部といたしましては、まずは行政基盤の充実と新町の一体感の醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご協力をよろしくようお願い申し上げます。

本臨時会は、町議会役員などの選出など協議会案件に引き続き、専決処分の承認、人事案件など合わせまして21件の案件のご審議をお願いすることになっております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、初議会開催に当たりましてのごあいさつといたします。

臨時議長（藤井源詞君） ありがとうございます。

先に教育長欠席のお知らせをいたしておきます。体調不良のため欠席届がありましたので、教育長さんは欠席しておりますので報告をいたしておきます。

各議員さんをお願いいたします。

このたびの選挙においてお互いに当選の榮譽を担って議席を得たわけであります。そこで、自席から自席順に自己紹介をしていただきたいと思います。

それでは、仮議席1番の村上久美議員からよろしくをお願いいたします。

1番（村上久美君） 日本共産党の村上久美です。今回、町民の皆さんの信託を受けて、新しいこの小豆島町議会の議員として議会に送り出させていただきました。町民の目線でしっかりと議会で発言していくという立場で、また頑張っていきますので、また執行部の皆さんもまたよろしくをお願いしたいと思います。

臨時議長（藤井源詞君） 2番議員。

2番（森口久士君） 森口久士です。旧池田町から1期、そして今回小豆島町になりまして当選させていただきまして、私も力いっぱい頑張っていく所存です。よろしくをお願いいたします。

3番（井上喜代文君） 井上喜代文です。この議場からは歩いて5分程度のところに家を構えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

4番（安井信之君） 安井信之です。池田の馬場の近くに住んでおります。いろいろ住民の声で苦言を呈する場合がありますと思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

5番（藤本傳夫君） 池田出身の藤本傳夫といたします。職業は農業ですので、地場産業、また電照菊、オリーブ等の育成振興に努めたいと思います。よろしく申し上げます。

6番（中江 正君） 6番中江正です。小豆島町池田選挙区から選出されました中江でございます。やはり住民の立場に立って、皆さんの声を町政に力いっぱい反映する決意でございます。どうぞ執行部の皆さんもよろしくをお願いいたします。

7番（新名教男君） 新名教男でございます。新しい小豆島町が誕生いたしまして、ちょうど地理的には真ん中に位置します西村に住居を構えております。よろしく申し上げます。

8番（鍋谷真由美君） 日本共産党の鍋谷真由美です。旧内海町西村に住んでおります。住民の皆さんの声をしっかり届けて、またお知らせをするというお役をまわりました。しっかり頑張っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

9番(山中 彰君) 9番の山中彰でございます。商売は食料品、それと漁業の方をやっております。漁業というのはメダカを飼っておりますんで漁業。

それともう一つ、この場をおかりして皆さんにお断りなり、ご案内を差し上げるんですけども、あさって13日、ホタルのふ化飼育場が竣工式を迎えますけども、ここにおられる皆さんをご招待したいんですけども、何しろ予算がないもんですから、町長外町関係3名、あさって来ていただきますけども、ホタルが飛ぶのは来年の夏になると思います。その節は皆さんこぞって来てください。

以上です。

10番(森 崇君) 10番の森崇でございます。新町は住んでよく、訪ねてよい町ということをよく言われます。一昨年の高潮、大変でございました。住んでよいと言うんであれば、本当に高潮を防ぎたいというふうに思ってますし、訪ねてよいと、阪神航路もストップしたままです。本当に皆さんとともに住んでよく、訪ねてよい小豆島町にしたいと思ってますので、よろしくご協力願います。ありがとうございます。

11番(渡辺 慧君) 11番渡辺慧です。内海選挙区から選出されました。住まいは苗羽にいたしております、仕事は子供たちを預かっております。保育園をしております。町民の代表としてしっかりやっけてまいりますので、皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

12番(秋長正幸君) 秋長正幸です。馬木出身でございます。農業のオリーブを取り組んでおまして、合併して少しでもよかったなと言えるようなまちづくりに一生懸命取り組んでまいりたいと思えます。よろしくお願い致します。

13番(谷 清君) 13番谷清でございます。片城の出身でございます、2回目の当選とさせていただきます。体重は重いですが、人間はいたって軽うございます。フットワークも軽く小豆島町を駆けめぐりたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

14番(新茶善昭君) 14番新茶善昭です。住まいは内海町草壁本町とっておったんですが、易しく言えば、寒霞溪登山口の入り口であります。私はちょっと不自由になりましたが、一生懸命やりますので、皆さんよろしくお願い致します。

15番(中村勝利君) 中村勝利でございます。町民の皆様から合併してよかったなと言われるまちづくりのために一生懸命頑張ります。よろしくお願い致します。

17番(植松勝太郎君) 17番植松勝太郎でございます。新町の将来像を考えて頑張

ってやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

18番（浜口 勇君） 浜口勇といいます。橘に住んでおまして、住居はたちばな荘という旅館で住んでおりますので、よろしくお願いいたします。

臨時議長（藤井源詞君） 最後であります、藤井源詞であります。65歳です。高齢者ということでございますが、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、理事者の自己紹介を自席で順次お願いいたします。

総務課長（竹内章介君） 総務課長の竹内章介でございます。微力でございますが、誠心誠意努めてまいりますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

企画財政課長（石田良行君） 企画財政課長の石田でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。

建設課長（池上 恵君） 建設課長の池上でございます。住所は安田でございますけど、生まれと育ちは九州の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

農林水産課長（岡本安司君） 農林水産課長の岡本でございます。住所は池田に住しております。よろしくお願いいたします。

商工観光課長（真渡 健君） 商工観光課長の真渡です。ちょうど池田庁舎と内海庁舎の真ん中に課がございます。微力でございますが、一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

内海統括室長（八代 豊君） 内海統括室長の八代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。内海統括室自体が少しわかりにくいかと思っておりますけれど、いわゆる係として3つございます。消防防災行政の関係の、それから情報管理と庶務関係というような形で総務課と企画財政との内海の関係の部分を一部もたされておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

水道課長（堀田俊二君） 水道課長の堀田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

出納室主幹（高橋龍司君） 出納室主幹の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

企画財政課主幹（松本 篤君） 企画財政課主幹の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課課長補佐（空林志郎君） 失礼します。総務課課長補佐空林です。どうぞよろし

くお願いいたします。

学校教育課長（中桐久志君） おはようございます。学校教育課の中桐です。生まれも育ちも内海町の神懸通、小高の裏のあたりに住んでおります。よろしくお願いいたします。

社会教育課長（岡野俊昭君） 失礼いたします。社会教育課長の岡野と申します。どうかよろしくお願いいたします。

住民福祉課長（秋長邦広君） おはようございます。住民福祉課長の秋長でございます。住所は神懸通でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康増進課長（谷本広志君） 健康増進課長の谷本でございます。蒲生に住んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

環境衛生課長（石井富男君） 環境衛生課長の石井でございます。住民が文化的で快適な生活を営むためには、環境の保全やまた生活衛生面でしっかりとした取り組みが必要でございます。微力ではございますが、一生懸命職務に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

人権対策課長（宗保孝治君） 人権対策課の宗保孝治と申します。西村に住んでおります。よろしくお願いいたします。

池田総合窓口センター所長（平間繁夫君） 池田総合窓口センターの平間でございます。よろしくお願いいたします。池田に用事がある場合はぜひ私の方へ寄ってください。よろしくお願いいたします。

病院事務長（松下 智君） 内海病院の松下です。住所は西村でございます。よろしくお願いいたします。

介護老人保健施設事務長（岡田弘彦君） 介護老人保健施設事務長の岡田です。よろしくお願いいたします。住所は苗羽にあります。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長（三木忠臣君） 最後になりましたが、税務課長の三木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（山本芳嗣君） 最後ということでありましたけれども、私議会事務局の山本でございます。議会運営のために一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（藤井源訶君） もう一人最後になります。坂下町長の自己紹介をお願いいたします。

町長（坂下一朗君） 最後でございますが、小豆島町の町長の坂下でございます。よろしくお願いたします。

臨時議長（藤井源詞君） ありがとうございます。

以上でそれぞれの自己紹介を終わりました。

本臨時会に傍聴を希望される方がおられます。また、あわせて報道機関より写真撮影の申し出がありますので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。したがって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立しました。よって、これより平成18年第1回小豆島町議会臨時会を開会いたします。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、小豆島町議会会議規則が公布されておりませんが、今議会に議員提出議案、発議第1号で提案される小豆島町議会会議規則案に準じて進行いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井源詞君） ご異議なしと認めます。よって、これにより議事の進行につきましては、小豆島町議会会議規則案によって進めます。

直ちに、本日の会議を開きます。（午前9時19分）

日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（藤井源詞君） 日程第1 仮議席の指定についてであります。この際、議事進行上、仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

臨時議長（藤井源詞君） 次、日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

臨時議長（藤井源詞君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井源詞君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（藤井源詞君） ただいまの出席議員数は18名です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番井上喜代文議員、17番植松勝太郎議員、18番浜口勇議員を指名いたします。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井源詞君） 異議なしと認めます。よって、立会人に井上喜代文君、植松勝太郎君、浜口勇君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（藤井源詞君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井源詞君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（藤井源詞君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

〔局長点呼、投票〕

臨時議長（藤井源詞君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（藤井源詞君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、立ち会いをお願いいたします。

開票に当たっては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内訳を判断をしていただきます。

〔開 票〕

臨時議長（藤井源詞君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは出席議員数と符合しております。

有効投票は18票。

無効投票は0。

有効投票のうち

中村勝利議員 14票

村上久美議員 2票

中江 正議員 2票

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、中村勝利議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（藤井源詞君） ただいま議長に当選されました中村勝利議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

これをもちまして、臨時議長の職務はすべて終わりました。

ご協力ありがとうございました。

議長を交代いたします。

中村勝利議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

議長（中村勝利君） 一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどの議長選挙におきまして、議長に就任をいたしました。2町合併による小豆島町議会の議長として責任の重大さを感じております。

まず、これからすることは、池田町、内海町の垣根を早く取り払い、小豆島町は一本に

なり、しっかりとした土台づくりをしなければなりません。それには、住民代表である議員が町民の声を十分お聞きし、開かれた町議会にすることです。今回の合併が町民の皆様から合併をしてよかったと言える新しい小豆島町のまちづくりをしてまいります。議員各位のご支援、ご協力をよろしく願いいたしまして、ごあいさついたします。

ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩をします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時09分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

~~~~~

日程第3 会期の決定について

議長（中村勝利君） 初めに、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

議長（中村勝利君） 次、日程第4、選挙第2号副議長選挙を行います。

事務局長、朗読。

事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行いま

す。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は18名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、以上の3名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、立会人に井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、以上の3名を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

議長（中村勝利君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（中村勝利君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔局長点呼、投票〕

議長（中村勝利君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（中村勝利君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは出席議員数と符合しております。

有効投票は18票。

無効投票は0票です。

有効投票のうち

秋長正幸議員 13票

鍋谷真由美議員 2票

中江 正議員 2票

山中 彰議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、秋長正幸議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（中村勝利君） ただいま副議長に当選されました秋長正幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました秋長正幸議員に就任のごあいさつをお願いします。

副議長（秋長正幸君） 失礼いたします。ただいま副議長選挙で選任を受けました秋長でございます。先ほども自己紹介のときに申し上げましたが、2町が合併いたしまして早く一体感を持てるように、そして少しでも合併したまちが町民にとって少しでもよくなるような方向を私は考えております。議長を支えながら一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくご願いいいたします。

議長（中村勝利君） ありがとうございました。

~~~~~

日程第5 決定第1号 議席の指定について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、決定第1号議席の指定についてを議題とします。  
事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） 議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定することになっています。

お諮りします。

議席の指定につきましては、本年2月2日に旧内海町、旧池田町の議員さんに対しまして、新町における議会運営等調整事項についてご報告を申し上げ調整を図ったところであります。よって、18番を議長に、1番を副議長に指定し、2番から17番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順に指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議席は18番を議長に、1番を副議長に、2番から17番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順と指定することに決定しました。

それでは、事務局長に議席を朗読させます。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおりの議席へ各自おかわりください。

暫時休憩いたします。

〔議員着席〕

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議席はただいまご着席のとおり決定をしました。

暫時休憩をいたします。10分間。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時42分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第6、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第116条の規定により、1番秋長正幸副議長、2番藤本傳夫議員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第7 発議第1号 小豆島町議会会議規則の制定について

日程第8 発議第2号 小豆島町議会委員会条例の制定について

日程第9 発議第3号 小豆島町議会事務局設置条例の制定について

議長（中村勝利君） 日程第7、発議第1号小豆島町議会会議規則の制定についてから日程第9、発議第3号小豆島町議会事務局設置条例の制定についてまでの3議案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

日程第7、発議第1号から日程第9、発議第3号までの提案理由の説明を求めます。

17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 17番浜口勇です。発議第1号、発議第2号、発議第3号の一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議第1号小豆島町議会会議規則の制定につきましては、地方自治法第120条の規定に基づき、小豆島町議会におきまして会議の運営に関する手続及び内部規律等を定めようとするものです。

次に、発議第2号小豆島町議会委員会条例の制定につきましては、地方自治法第109条、第109条の2、第110条及び第111条の規定に基づき、小豆島町議会において付託案件の審査及び所管事務の調査をする常任委員会、議会運営委員会並びに議会の議決により付議された案件を審査する特別委員会の設置、運営について必要な事項を定めようとするものであります。

次に、発議第3号小豆島町議会事務局設置条例につきましては、地方自治法第138条の規定に基づき、小豆島町議会におきまして議会の庶務的事務や議長及び議員の職務を補助する事務担当組織として議会事務局を設置しようとするものであります。

以上、よろしくご審議ください。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

審議の方法であります。この際、1議案ごとに審議を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、審議は1議案ごとに行います。最初に、発議第1号小豆島町議会会議規則の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次に、発議第2号小豆島町議会委員会条例の制定について質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 常任委員の任期の第3条の点について質問します。

常任委員の任期は、議員の在任期間までとするとなっておりますが、在任期間4年ということとありますので、その期間中に議員が複数の常任委員会の経験をすると、そして勉強を行うと、住民、町民の期待にこたえられるような調査、審議を行うために複数の経験を、委員会の経験を行うということは、よりベターではないかと思っておりますので、この点についてはぜひ任期2年という形にぜひ求めたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 17番浜口勇です。自治法によりまして委員会の委員の任期は4年ということがあります。それにのっとなって、やはりそれを尊重すべきだと私は思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） そういうところにこだわる必要はないというふうに思います。何よりもまず議員の経験を複数経験、委員会の経験をしてもらうということがより議員のいろんな意味での質を高めていく、勉強もできるという立場からすると、その方がいいのではないかというふうに思いますので、ぜひこの点については今回の議案発議となっておりますが、検討をぜひしていただくというふうなことをお願いしたいというふうに思いますが、まず議長の方からのちょっと意見ををお願いします。

議長（中村勝利君） 6月の定例会までにいろいろな申し合わせ事項がございますので、その中で取り上げていきたいと思っております。よろしいですか。

（14番村上久美君「はい、わかりました」と呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次に、発議第3号小豆島町議会事務局設置条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決
処分指定事項について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、発議第4号地方自治法第180条第1項の規定
による小豆島町長専決処分指定事項についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 17番浜口勇です。発議第4号町長専決処分事項の指定に関する
件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、小豆島町議会におき
まして議会の権限に属する軽易な事項を町長の専決処分事項として指定するものでありま
す。

以上が提案理由であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（中村勝利君） 発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長
専決処分指定事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

発議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 決定第2号 常任委員会委員の選任について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、決定第2号常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、ただいまから休憩をとり、その間に話し合いにより常任委員の案をつくっていただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩します。

開催場所は委員会室でお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、協議の結果、各常任委員会委員の案が決まりましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、各常任委員会委員を申し上げます。総務常任委員会委員は、藤本傳夫議員、井上喜代文議員、山中彰議員、渡辺慧議員、藤井源詞議員、中江正議員、以上の6名の方でございます。

続きまして、教育民生常任委員会委員は、秋長正幸議員、森崇議員、新名教男議員、安井信之議員、新茶善昭議員、鍋谷真由美議員、以上の6名の方でございます。

続いて、建設経済常任委員会委員は、森口久土議員、谷清議員、植松勝太郎議員、村上久美議員、浜口勇議員、中村勝利議長、以上の6名でございます。これで各常任委員会の氏名の朗読を終わります。

議長（中村勝利君） お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり指名いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会の委員長、副委員長は、小豆島町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するということになっておりますので、休憩中に各常任委員会を開催していただき、互選をお願いいたします。

なお、次の日程に議会運営委員会委員の選任についてを予定していますが、この委員の選出についても各常任委員会であわせてご検討をお願いしたいと思います。さらに、議会広報編集委員会委員の選出についてもご検討をお願いしたいと思います。議会運営委員会の選任については、定数8名となっております。なお、議会運営委員会には正・副議長は出席し、発言ができるように法令または慣例になっておりますので、申し添えておきます。また、議会運営委員会の正・副委員長については、委員が決まり次第委員会で互選していただきたいと思います。

もう一つの議会広報編集委員会については、委員定数は7名となっており、副議長がその中に入りますので、各常任委員会からそれぞれ2名を選出していただきたいと思えます。

開催場所は、総務常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は第4会議室、建設経済常任委員会は議員控室でお願いしたいと思います。

それでは、正・副委員長が決まるまで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 23 分

議長（中村勝利君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、正・副委員長がそれぞれ互選されましたので、事務局  
長から報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、ご報告を申し上げます。

総務常任委員会委員長に井上喜代文議員、副委員長に山中彰議員、教育民生常任委員会  
委員長に安井信之議員、副委員長に新茶善昭議員、建設経済常任委員会委員長に植松勝太  
郎議員、副委員長に森口久士議員、以上のとおり互選をされましたことをご報告申し上げ  
ます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 26 分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） 先ほど議会広報編集委員につきましても決まっておりますので、あわせてご報告をいたします。

総務常任委員会からは渡辺議員、それから藤本議員、教育民生常任委員会から森議員、  
鍋谷議員、建設経済常任委員会から谷議員、森口議員、以上の6名と、これに副議長が加  
わります。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第12 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、決定第3号議会運営委員会委員の選任について
を議題とします。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任は、さきの常任委員の選任同様、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、先ほどの休憩中に既に各常任委員会で選出していただいておりますので、各常任委員長から委員の氏名を報告していただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長から委員の氏名を報告していただきます。

総務常任委員会委員長。

総務常任委員会委員長（井上喜代文君） 3名。

議長（中村勝利君） はい3名です。

総務常任委員会委員長（井上喜代文君） 総務委員会から井上、山中議員、渡辺議員、以上です。

議長（中村勝利君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 教育民生委員会の方からは、安井、新茶両議員です。

議長（中村勝利君） 建設経済常任委員会委員長。

建設経済常任委員会委員長（植松勝太郎君） 植松、それから森口議員、それから浜口議員です。

議長（中村勝利君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、ただいま各常任委員会委員長から報告のあった8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただいま各常任委員会委員長から報告のあった8名を選任することに決定しました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、休憩中にただいま決まりました議会運営委員会委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正・副委員長の互選をお願いします。

なお、議会広報編集委員会委員の皆様は、議会運営委員会が終わり次第、委員会室で

正・副委員長の互選をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 35 分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正・副委員長が互選されましたので、事務局長から報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、ご報告をいたします。

議会運営委員会の委員長には、浜口議員、副委員長に渡辺議員、以上のように決定をいたしました。

また、議会広報編集委員会の正・副委員長も決まりましたので、あわせてご報告をいたします。

議会広報編集委員会の委員長に秋長副議長、副委員長に谷議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第 13 決定第 4 号 農業委員会委員の推薦について

議長（中村勝利君） 次に、日程第 13、決定第 4 号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、秋長議員、藤本議員、森口議員の退場を求めます。

〔 1 番 秋長正幸君、 2 番 藤本傳夫君、 3 番 森口久士君 退席 〕

議長（中村勝利君） 内容については、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） 平成 18 年 3 月 21 日の合併に伴い、選任農業委員は合併特例法の適用が受けられないので、新たに選任する必要があり、農業委員会に関する法律第 12

条第 2 号の規程により、議会から 4 人の学識経験者を推薦しようとするものです。

推薦方法については、地方自治法第 118 条第 2 項に規定しております指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

農業委員会委員は、草壁地区から藤本享三氏、苗羽地区から秋長正幸氏、池田地区から藤本傳夫氏、蒲野地区から森口久士氏、以上 4 名の方を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、農業委員に藤本享三氏、秋長正幸氏、藤本傳夫氏、森口久士氏の 4 人を議会から推薦することに決定されました。

それでは、3 名、議場にお入りください。

〔 1 番 秋長正幸君、 2 番 藤本傳夫君、 3 番森口久士君 入場〕

~~~~~

日程第 14 選挙第 3 号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

議長（中村勝利君） 次、日程第 14、選挙第 3 号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） 本案につきましては、去る 4 月 1 日、小豆地区広域行政事務組合から同組規約第 5 条第 1 項の規定により、組合議員 6 人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆地区広域行政事務組合議会議員 6 人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に秋長正幸議員、安井信之議員、井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、中村勝利議員、以上の6名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました秋長正幸議員、安井信之議員、井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、中村勝利議員、以上の6人を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました秋長正幸議員、安井信之議員、井上喜代文議員、植松勝太郎議員、浜口勇議員、中村勝利議員の6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第15 選挙第4号 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について

議長（中村勝利君） 次に、日程第15、選挙第4号土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員選挙についてを議題といたします。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） 本案につきましては、去る4月12日、土庄町小豆島町環境衛生組合から同組規約第5条第2項の規定により、組合議員5人の選出依頼があったものであります。したがって、これにより土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員5人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に秋長正幸議員、安井信之議員、井上喜代文議員、植松勝太郎議員、中村勝利議員の5人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました秋長正幸議員、安井信之議員、井上喜代文議員、植松勝太郎議員、中村勝利議員、以上の5人を土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5人が土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました秋長正幸議員、安井信之議員、井上喜代文議員、植松勝太郎議員、中村勝利議員の5人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第16 選挙第5号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、選挙第5号伝法川防災溜池事業組合議会議員選挙についてを議題といたします。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） 本案につきましては、去る4月25日、伝法川防災溜池事業組合から同組規約第5条第2項第1号の規定により、組合議員2名の選出依頼があったものであります。したがって、これにより伝法川防災溜池事業組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に井上喜代文議員、植松勝太郎議員の2人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました井上喜代文議員、植松勝太郎議員の2人を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2人が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました井上喜代文議員、植松勝太郎議員の2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告

知いたします。

~~~~~

日程第17 選挙第6号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（中村勝利君） 日程第17、選挙第6号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。内容についてはお手元に配付のとおりでございます。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（山本芳嗣君）〔朗読〕

議長（中村勝利君） 本案につきましては、去る4月28日、小豆島町選挙管理委員会委員長から選挙執行事由発生に関する通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙権を有する者の中から選挙しなければならないことになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

先に選挙管理委員について指名いたします。

選挙管理委員に高橋玄氏、森口祐三氏、三木剛氏、照木久仁子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高橋玄氏、森口祐三氏、三木剛氏、照木久仁子氏、以上4名の方が選挙管理委員に当選いたしました。

続いて、補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、順位1、岡田正規氏、順位2、伊藤雄康氏、順位3、井口靖三氏、順位4、田原貞夫氏、以上4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位1、岡田正規氏、順位2、伊藤雄康氏、順位3、井口靖三氏、順位4、田原貞夫氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第18 議案第1号 専決処分の承認について（小豆島町役場の位置を定める条例ほか158件の条例制定）

議長（中村勝利君） 日程第18、議案第1号専決処分の承認について（小豆島町役場の位置を定める条例ほか158件の条例制定）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第1号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置に当たり、平成18年3月21日に小豆島町役場の位置を定める条例ほか158の条例制定が必要となりました。しかしながら、この時点におきまして新町の議会が成立していない状態でありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、小豆島町長職務執行者が条例制定の専決処分を行ったものでございます。

このことにつきまして、同条第3項の規定により、議会が成立して初めての議会であり、本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 町長の説明で専決処分をしていたからということで、初めての議会だから今日の承認をとということで、その制度については理解をしているつもりです。しかし、今日の日程の説明の中に専決処分についての説明、この条例は旧町に存在していた条例を踏襲しているものがほとんどでありますという説明でございます。しかし、この前、5月2日の日だったですか、18、19号については新しいものであるということの説明もございました。5月2日の日に町長があいさつに立ったときに、幾つか新しい条例、それも重いものも入っていると思われましてごあいさつをされたと思います。私はこの18、19号のことかなと思っておりました。今から質問いたします。

しかし、後で説明の中で竹内総務課長の方は、この国民保護対策基本条例的なやつは住民に影響はないんだと、説明書きのところもなしとなっておりますね。これについてもなぜなしなのか。防災体制と同じ程度という説明であったと思います。しかし、これは多くの、ここ近年五、六年かもっと前の92年の国連平和維持活動、周辺事態法、テロ特措法、有事法制関連3法、多くの皆が危惧している、戦争の方に向かっていくんじゃないかという、そういう大きな大きな流れの中での国民保護法制が今回ここに至っているというふうに思いますので、その重い条例もこん中にあるんだという認識があるのかなのか、再度お伺いしておきたいと思ひます。

それから2つ目に、ことし1月31日付で消防庁長官から知事あてに市町村国民保護モデル計画及び避難実施要領のパターン作成に当たって避難マニュアル、これかぎ括弧です、並びに、今後の国民保護に係る市町村への支援などの強化について通知が来ていたんじゃないかと。これ1月31日ですから、多分来ていたと思うんです。

その中に、都道府県においては、市町村の担当職員との一定期間の集中的な勉強会の実施など市町村の計画作成に十分な支援を行っていただきますようお願いいたします。消防庁と

しても係る勉強会に職員を派遣するなど、積極的に協力を行っていきたいと考えていますというのが1月31日に知事あてに来てる。多分、これは町におりにいるんじゃないかと思しますので、その勉強会というのは、この旧内海町議会2月20日だったと思うんですけど、これ1月末に来てました、少し時間があつたと思しますので、新小豆島町で勉強会行ったのかどうかをお伺いします。これが2つ目です。

それから3つ目に、専決処分で今回処理するわけですけど、専決処分の内容というのは当然この議会で全部が反対言うても通っているぞと、法律上は正式な法律として生きているんだということも理解をいたしておりますけれども、そういった意味で国民保護法に関する専決処分というのが相入れないんじゃないかなと。大変な大きな問題なのに、どっかの説明でもこの専決処分というのは比較的軽易な問題を扱うべきところじゃないかなと思っておりますので、その点について一体どう考えておられるかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、先ほど言うた有事関連3法とか、武力攻撃事態の対処法とか、海上輸送法一部改正とか、そういう大きな基本条例と今回国民保護法、大きな違いがあるというふうに解説はされています。町の担当の方では、今回僕たちがこの入ろうとしておる国民保護法との大きな違いというのは一体どういうふうに受けとめておられるのか。すごく大きな違いがあるんですけど、それをどう考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

それから、自治体職員とか消防団員、この国民保護法が動き出したときに、安全確保というのは実際されるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思っております。

以上。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） それぞれ担当課長の方から答弁させます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 森議員のご質問にわかる範囲でお答えをしたいと思います。

ただいま森議員おっしゃったとおり、議会の議決事件として定めております条例の制定でございますので、本来当然議会の最も重要な権限の一つと認識をいたしております。ただ、今回159件につきましては、今ご質問のとおり、この2件については非常に合併協議で協議が整ったとか、旧町にあったものを引き継いだとかいうものではありませんので、おっしゃるとおり重い条例であるとは認識はいたしております。

ただ、先ほど申されたように、国、県からの流れがございまして、18年度中にはこ

の、先ほど森議員おっしゃった消防庁長官から流れてまいりましたモデル計画に沿って県が17年度で終わりました。国が終わり、県が17年度終わり、いよいよ市町村も18年度でこの計画をつくりなさいというような指導が参っておりまして、その計画をつくるに当たっては協議会を設けなさいよ、そこで意見を聞きなさいよというようなことがございましたので、この専決条例の中へ入れたわけでございます。

勉強会というお話でございましたが、勉強会と申しますか、県からの指導、周知といったような会はございましたが、何しろ合併間近でございましたし、通常の3月議会に当たる議会はまだ6月にあるというような状況でございますので、ほかの市町と同じようなスケジュールではなかなかうちはついていけないので、そういった点ではそういうモデルの説明を受けたという程度でございまして、まだ国民保護法そのものの勉強会とかということではなしに、まずは市町村の役割と申しますか、市町村がとるべき仕事についてのそういう計画づくりをなささいというところでございました。

それから、ダブリますが、専決処分になじむのかどうかという件につきましては、先ほどのようなことでございまして、本来なら十分審議していただくべき条例であるとは考えております。

それから、国民保護法の違いといったことでありますが、国民保護法と申しますのは、うまく国民を避難させることによりまして、武力攻撃や大規模なテロから国民の身体、生命、財産、あるいは国民生活や国民経済を守るということでございます。

確かに、国が想定しておりますような戦争事態でありますとか、大規模なテロでありますとか、ゲリラ、特殊部隊による攻撃とか、こういったことは絶対あってはならんことでありますし、外交を含めまして当然国の責務でこういうことは防いでもらわな困ることでございます。ところが、あってはならないということと起きる可能性がないということとは異なりますので、最近の情勢、世界情勢も含めて見てみますと、我が日本で地下鉄サリンもさることながら、そういう状況から起きる可能性は否定はできないと、起きる可能性が否定できない以上は準備をしておく必要があるんじゃないかという国の考え方に基づくものであると理解しております。

こうした事態において、国民を守るための仕組みが国民の保護であるということで、この中で市町村長と申しますか、我々が担うのは住民の避難についてが主でございます。警報が上から、上からと申しますか、国なり知事から警報が参ります。それを速やかに防災行政無線などあらゆる手段を通じまして住民に伝えるのが一つと。

それから、住民の避難の指示、知事から出ます避難の指示を受けて、これを先ほどと同様、防災行政無線、その他いろんな手段で住民に伝えるとともに、知事が用意をいたします交通手段の発着場まで避難の誘導を行うというのが市町村の役割になっております。こういった意味では、先ほど申された職員なり消防団の職員などにつきましては、身を挺してこれは住民を守りなさいということでございます。

ただ、本町を含めまして地方公共団体におきましては、今までも災害対策でありますとか、事故への対処、さらには感染症対策など、さまざまな危機管理には取り組んできたわけございまして、そういう意味では、住民の命にかかわるような危機管理につきましては、これまでも地方公共団体は担ってきたと言えると思うんです。

私は、5月2日に余り重く考えてなかったんじゃないかというようなご指摘ございますが、これまでの我々地方公共団体が取り組んできました危機管理の新たな枠組みの中に武力攻撃や大規模なテロが起きた場合の国民保護の取り組みが加わったという理解もできるというふうに私は考えたわけでございます。

自然災害が相手を選ばずに、時を選ばずに起こるものでございますが、この問題につきましては、悪意のある者によって起こされると、この辺が基本的には今までの我々の危機管理とは違った、そういう点であろうかとは考えております。ただ、防災と国民保護につきましては、あくまでも市町村の現場に限ってですが、市町村の現場での対応に関しては類似する点も多くあります。また、取り組まなければならない課題も類似をしておりますので、防災上の課題を検証しながら、この機会に国民保護の取り組みを進めるという手法でもよいのではないかなと、私は考えております。

答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（中村勝利君） 4番。

4番（森 崇君） ここで大いに詰めて云々というつもりはございません、みんなの問題ですから。ただ、先ほど申し上げた有事関連とか、そういうでき上がった法律というのは事件が起きてからなんですね。ところが、この国民保護法の大きな違いというのは常に戦争に向かった避難訓練をしてしまうと。いかにも戦争が起こるかわからんぞ、来るかわからんぞということで、そこが大きな違いですから、私が言いたいのは、そりゃ訓練もいいですよ。しかし、平和学習とか、もっと国に対して外交に力入れてくれとか、北朝鮮ともっと仲よくする方法はないのかとか、そちらに力を入れないと、こんな法律みたいなんだけとか保護法だけができ上がって、二十四の瞳から言うわけじゃないんですけど、地

方自治体がこの方向の流れに押し流されないように、本当によろしくお願ひしたいと思うんです。

先ほど申し上げた条文、もう読む必要もないんですけど、本当に国旗・国歌法とかも全部あわせても、もうこの国民保護法ができたらもう道はいつでも戦争してもいろんな法律ができ上がるとぞと。ですから、赤信号で戦車とパトカーがぶつかったらどうなるのかなとか、もう既に国道をだれが管理するんかと、救急車が通らないかんのに戦車が行かないかんがとか、いろんな問題も既に出てくるわけなんです。ですから、ぜひとも避難的じゃなくて、本当に僕たちの地方自治体が平和をしっかりと向かって行くんだといいうことについての町長のお考えをお聞きして、質問については終わりたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 森4番議員のご質問にお答えいたします。

国民保護法による指導でございますが、やはりそういうことも大事であるが、平和外交というんですか、そういう視点に立って物を考えて、国の方も考えていただかなければならないというご要望に対しまして、私も同感でございます。

議長（中村勝利君） ほかに。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの森議員の質問との関連ですが、本来はこれは専決処分の承認ということになってるんですけど、本来原則的にはやはり一つ一つの条例が違うわけですから、性格が違うわけですから一つ一つやらなければならないというのは本来原則としてあろうかと思うんですね。それについても意見を私は述べたいと思うんですが、本来は別々にやるべきというところです。

それで、さっきの条例18号、19号に対しても、これも含めてですが、全部すべてがこれは町民の条例なんですね。行政の条例ではないんですね。町民に対する条例発行なんですね。ですから、これをこの中に押し込んでしまっ一括提案というふうな承認ということも問題ありというふうに思います。

18号の趣旨は、やっぱり武力攻撃事態等における国民の保護措置に関するということようになってますので、はっきり戦争の方向を示す内容、そのためのいろんな緊急事態を国民に対して、町民に対して求めていく。表現としてはこういうふうになってはいますが、そういう中身になってるわけですね。ですから、これを十分に議員サイドで勉強もしないで研究もしないで、常任委員会の中にもゆだねないでやるということ自体が本当に本末転

倒、問題だというふうに指摘しなければなりません。

そういう今回のこの提案に対して、どうしてもこれを一括でやらなければならなかったと、この中にすべて押し込んだというその思いというんですか、その考えというのはどういところから発してそうなったんですか。その点について伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 先ほど森議員のご質問にもお答えをいたしましたように、国、県、ほんま人任せで上から言われたら何でもうんと言うんかと言われたらつまらんですが、国、県の計画にのっとって18年度中にはもう市町村まで計画をつくってしまいなさいよといったような流れの中で、4月1日、18年度当初からこういった準備が必要であるということで入れたわけでございますが、思いは森議員にお答えしたとおりでございます。ただ、合併協議会で協議が整ったから専決しましたとか、そういったものではないことは十分承知をいたしております。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） それであるならば、別に臨時なり6月議会で出しても、別途これだけの問題について条例提案をすべきでも問題ないというふうに思います。

そういう形で執行部が勇み足でやったようにいうふうに私は理解します。6月議会でも十分それはちゃんと練るべき重要な議題だというふうに思います。その点について意見を述べておきたいと思います。

引き続いてですが、この中の公民館条例を含めたいろんな町の施設の管理運営の問題について伺いたいと思うんですが、公民館条例については第85号なんですが、この中のページ2ページ、ページの2ですね、使用料のところ、利用者は別表に定める使用料を前納しなければならないというのがあります。別の町民学習センター条例、これの使用料については、別表に定める使用料を納付しなければならない。これは、施設において前納とか、施設において納付だけの表現、これがばらばらになってるんですけど、なぜこうなのか、その説明を求めます。

それともう一つは、使用料の減免について、町長は特に必要があると認められるときは、前条の使用料を減額し、または免除することができるというふうになってます。他の施設においては、あるもの、ないもの、それぞればらばらです。その点について、なぜそうなのかと。

使用料の還付について、第 11 条の全部または一部を還付することができるという 1 項でなっているんですが、その(2)ですね、利用期日前日までに利用の取り消し、または変更の申し出をし、これを町長が認めたときとなっているんですね。他の施設については、例えば町民学習センター条例は使用料の還付、既納の使用料は還付しない。ただし、町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部、または一部を還付する。9 条の(2)、町長において正当な理由があると認めるときと、これはそれぞれに表現がなぜこう違うのか。同じ町民のための公共施設でありながら、こういうばらつきでいいのかという問題があります。これについて一定整理を改めてする必要があるのではないですか。その点について伺います。

議長(中村勝利君) 社会教育課長。

社会教育課長(岡野俊昭君) 失礼いたします。村上議員の質問にお答えいたします。

先ほど質問にありました公民館の中で、使用料については前納しなければならない。町民学習センターにはその規定がないというような質問だったと思うんですけど、公民館の中にはご存じかもわかりませんが、いろいろな町内によって、旧内海町、旧池田町の中においても、例えば併合施設がありまして、そこらの調整もありまして、例えば池田の場合でしたら、農村環境改善センターについては池田公民館と併合施設であります。そのような観点もありまして、公民館の中ではイメージセンターについては、別途条例もありますけど、その整合性を保つために町外者の利用もあるということで、前納納めて、すべてを前納じゃなしに、前納という規定を設けてないと、あと納入がなかった場合に支障を来すということで前納規定を入れたと思います。町民学習センターについては、これはもう町民がほとんど利用するというので、その辺についてはそういう規定を設けなかったのではないかというふうに理解しております。

議長(中村勝利君) 14 番村上議員。

14 番(村上久美君) さっきの岡野課長の説明ではちょっと理解、そういう内容を求めたわけじゃないんですね。やはり、同じ公民館、町民学習センターであっても、同じ町民からすると、利用する側からすると同じものなんですね、施設を借りてということは、行為はね。そういうときに、一方は町民学習センター条例においては既に使用した、納めた使用料については還付しないという前面に、最初に出しながら、その全部、一部を還付することができる。その後、町長において正当な理由があると認めるときと、正当な理由という表現の仕方で、全体町民に対していろんな同じ人が借りる場合でも町民が学習セ

ンター借りた、公民館借りた場合でも、こういう条例の原文でいいのかっていう問題なんですけど、これは一定やっぱり町民が困惑しないような受けとめ方も含めて、きちっと文言については一定統一するということが必要ではないでしょうかと。そういう意味からして、改めてこの表現について整理する必要があるのではないですかと、その必要がありますか、ありませんかということなんです、問うてるのは。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 全般的なことと思いますので、私の方から答弁をさせていただきます。

ただいまご指摘のように、各条例それぞれ専門部会を設けて各担当者が寄ってつき合わせをしたり、見直しをしたりしたわけでございますが、何しろ期限が限られた中で株式会社ぎょうせいという専門業者に委託したので、ほっとしてもここは手直しできるんかと思や、そうでもないというような中でつくってまいりました。確かに、ご指摘のように全部並べてみますと、ちょっと整合性が合わんでというのも出てこうかと思います。これ、この専決をいたしました条例がもう100%で、何としてもこのまま行くんじゃという気持ちではございませんので、もちろん今後ほかの条例につきましても、状況の変化などに応じまして条例は制定改廃というのは当然あるわけでございます。そういう意味で、ただいまご指摘いただいたことを含めまして、改めてまたそれぞれ時間が今度はありますので、ゆっくり見直しをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 質疑は2回までとなっておりますので、2回まで。

会議規則で2回までとなっております。

（14番村上久美君「そんなんないですよ。別の問題ではいいんですか。ほかの条例ならいいんですか」と呼ぶ）

質疑は簡潔明瞭にまとめてしていただきたいんですけども。

（14番村上久美君「議長、十分な審議していないのではありませんか」と呼ぶ）

暫時休憩します。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時33分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4 番森議員。

4 番（森 崇君） 反対ということでご意見を申し上げたいと思います。

今回のこの国民保護条例、確かに3月21日というのは新町になって町長もおいででないという状況の中で、いわゆる専決処分として入ってしまったと。今日全員が反対しても法的には通ってしまうという提案でございます。しかし、すべて今日で終わりじゃありませんので、十分こういう平和問題というのをいろんな材料を出していただいて討論することをお願いしながら反対していきたいと思います。

1つ、議会への提案の整理ですね。非常にややこしいですね。専決処分であったわ、しかし入ったわということ。竹内総務課長のこれ議会の議決案件でないという僕も情報も持っとなです。いわゆる国が勝手にしてしまうと。それで提案しとるじゃないかという、こういう矛盾もちょっと存在しとると思います。非常に国が押しなべてやっていると、私たち地方議会が困ってしまってるという構図もありますので、その辺も含めて勉強をしていただきたいというふうに思っております。

それから、実際はこれから勉強するんですけど、この国民保護法の4条では、いわゆる国民に保護のための措置の実施に対して協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。協力は国民の自発的な意思にゆだねるものであって、その要請に当たって強制に当たることがあってはならないとあるんです。

しかし、一方では強制的な措置もありまして、医療品とか食料品などの救援物資の売り渡しの要請に正当な理由なくして応じない場合とか、避難住民の医療の提供を行うとか、土地、ここが危ないぞと思うたら、その家をぶつつぶしてでも向こうと戦うと、個人の家のぶつつぶれるというのはやむを得ないと、いろんなことがありますので、ぜひぜひその勉強会を持っていただきたいというふうに思います。

これは根が深いんですね。三矢研究とって、昭和38年で三矢と引っ掛けたらしいで

すけど、これが有事法制の勉強したのがもう40年近く前なんです。ですから、今の自民党の方たちは古くなったから憲法9条を問題にしておりますけど、実際はもう戦争があって20年足らずのときにこの三矢研究もやってたし、有事法制と当時もう少したってから元号法と一緒にになりました。このときに、僕の経験なんですけど、坂手の横山さんというおじいさんがこの有事法制と元号法を自民党の香川県の総会の中で提案があって、元号法はええわと、有事法制はこれは戦時立法やと、おじいさん自身は東南アジアの方に戦争中に行とって、食料船で帰ってきよったところが日本の軍艦が逃げてしもうて、もう命からがら逃げてきたと。軍艦というのはやはり沖縄で証明されたように、軍艦を守るんも戦力のうちやということですから、食料船はほったらかして逃げたと。ですから、あれだけ自民党でばりばりやってた横山さんが有事法制だけはあかんと言って、香川県の自民党の総会がしーんとなったというのがもう30年以上前の話でございます。そういう意味でも、この有事立法ができていろんな法律がすべてでき上がっている段階で、私たちひがんで言よんじゃないんです。議会も自治体の行政の方も平和に向かっていくという勢いが負けないようにお願いしていきたいと。そういった意味で今回の18、19号に対して反対ということで討論させてもらいます。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は専決処分の承認について、賛成の立場から討論いたします。

小豆島町条例第18号小豆島町国民保護対策本部及び小豆島町緊急対処事態対策本部条例及び小豆島町条例第19号小豆島町国民保護協議会条例につきましては、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態発生の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、また世界貿易センタービルへの航空機突入に代表される国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

こうした状況を踏まえ、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進め、我が国の平和と国及び国民の安全の確保に万全を期するため、平成15年6月に事態対処法が成立し、その成立を受け平成16年9月には武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が成立しております。

また、国民の保護に関する基本指針に基づき、国、都道府県は国民保護計画を作成しており、市町村においても本年度中に作成することとされており、万が一武力攻撃やテロが発生した場合には、国や都道府県、市町村などが連携し対応することとしています。

武力攻撃やテロなどが万が一身近なところで起こったらどうするのかといっても、現実の問題として考えることは難しいかもしれません。しかしながら、このような事態への備えは平和なときに十分に考え、国、県と連携を密にし、慎重に準備をしておくべきではないかと考えられますので賛成いたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に反対の方の発言を。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は次の条例の専決処分の承認については反対をし、討論を行います。

まず、条例第18号小豆島町国民保護対策本部及び小豆島町緊急対処事態対策本部条例と19号の小豆島町国民保護協議会条例についてです。これらは、武力攻撃事態等における国民の保護のための法律が根拠法になっており、国民保護計画づくりを自治体に求めるものです。

武力攻撃事態法では、憲法が他国への先制攻撃や侵略、集団的自衛権を認めていないのに武力攻撃が予測されると、政府が判断するだけで日本が攻められなくても米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移ります。

政府見解では、災害は地方が主導して国民を保護し救援するが、有事は米軍や自衛隊が指導するとあります。自治体が計画をつくろうにも米軍がどのような軍事行動を行うのか、自衛隊の行動はどうなるのか、国民にとっては有事、平時を問わず、機密事項なので全く明らかにはなりません。前提が明らかでないのに計画づくりだけを押しつけられています。計画は住民避難の計画だけではありません。病院、学校などの町の施設の提供、人の動員、個人の土地、建物の強制収用、物資の強制収用など、町民の自由や権利侵害も起こります。命令違反には懲役刑も科せられます。条例が通れば協議会でつくる計画は議会の承認事項にもなりません。憲法違反の危険な内容であり、これに反対をいたします。

次に、条例第52号小豆島町国民健康保険条例と第113号小豆島町介護保険条例です。

介護保険制度は、介護の社会化、みんな支える老後の安心とうたってスタートをしましたが、その言葉ははや姿を消してしまいました。昨年10月のホテルコスト導入などで、

必要なサービスであってもお金がなければ受けられない状況が強まっています。負担を軽減し、必要な介護が受けられるようにすべきです。第1号被保険者、第2号被保険者ともに保険料が引き上げになる条例は認められません。

次に、第88号教育集会所条例、第95号小豆島町共同作業所条例、第109号小豆島町人権を擁護する条例、第110号隣保館条例、第150号小豆島町営改良住宅管理条例です。

1969年以来、特別措置法のもとで継続、実施されてきた同和対策は既に国政レベルでは2002年3月末に失効しています。

また、香川県でも県人権同和対策協議会専門部会は同和対策単独事業の廃止を報告しております。本町でも特別対策を終えて、一般対策に移行するべきだと考えます。ところが、これらの条例には、このことに逆行する内容が含まれていることから反対をいたします。

それから、第37号小豆島町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、第41号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び事務に関する条例、第54号小豆島町手数料条例、第90号小豆島町体育施設条例、第131号小豆島町企業誘致促進条例、第140号小豆島ふるさと村条例についてです。

これらの条例については、特に池田地域の町民から合併して行政サービスが低下し、さらに新たな負担を押しつけ、一方議員や特別職の報酬は引き上げるという中身になっております。これは到底納得は得られないと思います。

また、企業誘致促進条例は、大手企業の特定企業に限られる助成措置になっており、貴重な町税を助成することには反対です。本来は中小企業の経済の活性化や振興に支援事業を行うべきだと考えます。

それから、第83号小豆島町奨学資金貸付条例については反対はいたしません。奨学資金の貸付が5万円から3万円へと後退をしております。旧池田町においての貸付の償還免除は奨学資金5万円の貸付に戻すなど、町民にその機会をより多く提供していくことで、さらに充実させる施策が必要だと考えますので意見を述べます。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） ちょっと数が多かったんで条例の若い順から、私は専決条例の

承認について賛成の立場で討論を行います。

小豆島町条例第37号の小豆島町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町条例第41号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例につきましては、内海町・池田町合併協議会の付属機関として設置した新町特別報酬等審議会において、全会一致で結論を得て取りまとめた答申に基づき、合併協議会での協議を経て専決処分をしたものであります。

なお、議会議員及び特別職の報酬等の額につきましては、その職務と責任に応じて決定されるべきものであり、本来は行政規模の拡大に伴い各職が果たすべき職責が増大することから、全国及び県内の類似団体の額を参考にすべきであります。今次合併の目的の一つである行財政改革の実現や新町を取り巻く社会経済情勢並びに住民感情を勘案すると、実質的な引き上げとなるものの、原則として関係2町の最高額を基準とすべきと基本的な考え方により答申された額であります。

また、今後小豆島町においても特別職報酬等審議会を設置し、社会経済情勢に応じ報酬額等について審議することとしております。このようなことから、今般専決処分された条例を承認すべきものと考えます。

続きまして、52号ですか、国民健康保険では介護納付金について国、県が半分を、残りを国保加入者の第2号保険者の方に負担をしていただくことになっておりますが、ここ数年介護給付は急激な増加が予想され、平成12年度から始まった介護保険制度を維持していくためにはやむを得ない措置でございます。今回の引き上げの影響を受ける世帯は全体の約2.9%に当たると伺っております。40世帯が想像され、全体で40万円の増と考えられます。

また、限度額については、国の法により設定されており、それ以上は認められないことももちろんでございますが、上限に満たない場合には調整交付金で不利益を受けることとなりますので、今回の国民健康保険税の一部改正については賛成をいたします。

小豆島町手数料条例でございますが、今回の合併による手数料条例のうち、都市計画法関係及び狂犬病予防法関係手数料にあつては、県からの権限移譲により、また法の改正により、その業務が町にゆだねられたものであります。したがって、両手数料ともその額の設定については、香川県が積算したものを参考に設定しております。そのようなことから、手数料額は合併前から旧内海町、旧池田町とも同額であり、県下各市町とも同様であります。

一方、衛生手数料にあっては、合併により改定された手数料は、し尿処理手数料、家庭から排出される燃やせるごみで町長が定める収集方法によるもので指定ごみ袋、浄化槽汚泥手数料及び事業関係一般廃棄物処理手数料であります。いずれの手数料にあっては、それぞれを処理するための費用は、手数料の額の何倍もの処理経費が必要であります。特に浄化槽汚泥の手数料については、旧池田町民で浄化槽の設置者にとっては新たな負担の増額になりますが、し尿処理場で処理する浄化槽汚泥の費用も家庭から出されるし尿処理をするのと同様で当然費用が必要であります。

香川県下でも8市9町のうち、そのほとんどの市町が個人負担をしております。そのようなことから、浄化槽設置者からも応分の負担をお願いするものです。それ以外のものでも燃やせるごみの指定袋手数料も大きさによって増額になるものもありますが、袋の容積に応じた手数料の設定になっております。

新町にとっても財政計画に基づき、収支の均衡を図っており、一般財源により負担するにも限度があります。このようなことから受益者である町民に応分の負担をお願いすることはやむを得ないことと思います。

以上のことから、私は手数料条例に賛成いたします。

体育施設条例についてでございますが、小豆島体育施設条例について賛成の討論をいたします。

使用料については、受益者で応分の負担をお願いする考えから、利用者に維持管理費に要する経費の一部をお願いするものであります。使用料を施設別に見てみますと、体育館については、これまでの町民体育センターの夜間使用料を基準に約1時間当たり300円とし、総合運動公園の野球場、多目的広場は現行のとおりとしております。テニスコートについては、旧池田町の使用料525円と低い額の方で設定しております。そのほか、内海武道場や町外者の使用料、また夜間照明料は現行のとおりとしており、過重の負担増にはなっておらず、応分の負担額であると考えます。

以上のことから、本条例に賛成いたします。

続きまして、小豆島町隣保館条例に対する賛成の意見を述べたいと思います。

鍋谷議員さんの小豆島町隣保館条例に対して反対であるという意見でございますが、これまで同和問題の解決は行政の重要課題の一つとして位置づけ、歴史的社会的理由により生活環境等の安定を図る必要のある地域に隣保館を設置し、各種相談事業や実情に応じた社会福祉事業を実施するとともに、地域住民の生活向上を図るために同和問題に対する理

解を深めるための活動を行ってまいりました。

国において、隣保館の運営について平成9年4月から一般対策に移行し、社会福祉法の規定する第2種社会福祉施設として位置づけ、それまでの地域改善対策対象地域における隣保館運営要綱を廃止し、新たに隣保館設置運営要綱を制定し、新たな事業も創設されております。

平成12年12月には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、平成14年3月には地対財特法が失効するなど、人権・同和行政大きな転換期と言われております。このような状況の中、隣保館を人権施設の拠点施設とし、同和問題の解決を重要な柱としてあらゆる差別の解消に向けて取り組んでいくことが地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決につながると考え、私はこの小豆島町隣保館条例に対しまして賛成いたします。

ふるさと村条例でございますが、ふるさと村体育施設の運動場、体育館、テニスコートの使用料につきましては、利用者の混乱を防ぐため小豆島オーリーブ公園内及び教育委員会主管と同様の体育施設使用料に合わせております。

金額につきましては、受益者負担の原則から、運動場、体育館は、旧内海町の使用料を基準にしております。テニスコートにつきましては、安い方のふるさと村に合わせております。このようなことから、受益者である町民に応分の負担をお願いすることはやむを得ないことと思ひ、以上のことからふるさと村条例の制定に賛成いたします。

続きまして、企業誘致条例につきまして賛成の意見を申し上げます。

課税標準額3,000万円以上につきましては、旧池田町においては昭和40年当初に改正し、課税額を1,500万円にしておりますが、それ以後改正しておらず、物価の推移やそれに伴う課税額も相当増額しており、現状に即した額だと思ひます。

逆に、旧池田町の従業員が30人から10人に減少し、対象が工場から旅館業者、ゴルフ場がふえ、より対象者がふえたと思ひます。今回の企業誘致促進条例には適当なもの判断し、賛成いたします。

それから、条例18号、19号につきましては、先ほど森議員さんにも賛成の意見を申し上げましたが、その中、後々勉強会をも持ってという言葉もございましたように、今後勉強会をも持っていきたいなということで賛成の意見を申し上げます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 1 号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第 1 号は原案どおり承認されました。

暫時休憩します。再開は 2 時 1 0 分。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 1 2 分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 9 議案第 2 号 専決処分の承認について（平成 1 7 年度小豆島町一般会計  
予算ほか 1 2 会計の予算）

議長（中村勝利君） 日程第 1 9、議案第 2 号専決処分の承認について（平成 1 7 年度  
小豆島町一般会計予算ほか 1 2 会計の予算）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 2 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置に当たりまして、平成 1 7 年度小豆島町一般会計ほか 1 2 会計の予算を定めることが必要となりました。しかしながら、この時点におきまして新町の議会が成立していない状態にありましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、小豆島町長職務執行者が予算を定める専決処分を行ったものでございます。

このことにつきまして、同条第 3 項の規定により、議会が成立しての初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ旧町議会の 1 7 年 3 月定例会、6 月定例会、9 月定例会、各臨時会及び 1 8 年 2 月定例会におきまして十分に審議いただいたものにつきまして

て、各会計ともに3月21日から3月31日までの11日間に執行される部分を取り出し計上したものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第20 議案第3号 専決処分の承認について（公平委員会事務の香川県への委託）

議長（中村勝利君） 次、日程第20、議案第3号専決処分の承認について（公平委員会事務の香川県への委託）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第3号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置に当たり、公平委員会事務の香川県への委託が必要となりました。しかしながら、この時点におきまして、新町の議会が成立していない状態にありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、小豆島町長職務執行者が専決処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議会が成立して初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいただくとするものでござ

います。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 公平委員会につきましては、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれにつきまして必要な措置を講ずることを職務とするものでございます。

設置につきましては、地方自治法、詳細につきましては、地方公務員法により定められております。ただし、議会の議決を経て定める規約によりまして、その事務を他の地方公共団体に委任することが可能となっております。小豆島町におきましても旧町同様、香川県に委任することについて専決処分いたしました。よろしくご審議、ご承認のほどお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第21 議案第4号 専決処分の承認について（字の名称及び区域の変更）

議長（中村勝利君） 次、日程第21、議案第4号専決処分の承認について（字の名称及び区域の変更）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第4号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置にあわせ、地方自治法第260条第1項の規定に基づく字の名称及び区域の変更を行いました。しかしながら、この時点におきまして新町の議会が成立していない状態にありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、小豆島町長職務執行者が専決処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議会が成立して初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご説明申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 小豆島町の設置に伴います字の取り扱いについては、合併協定によりまして、内海町においては内海町を新町の名称に置きかえる。池田町においては、池田町を新町の名称に置きかえ、大字の表記は削除する。大字及び字の名称及び区域、地番の表示については現行のとおりとする。ただし、内海町苗羽の区域を分割し、新町においては小豆島町苗羽と小豆島町馬木とする。また、内海町坂手の一部を新町において小豆島町苗羽に編入することが確認されております。この確認によりまして、専決処分をしたものでございます。詳細につきましては、525ページ以降の変更調書に記載のとおりでございますので、ご一覽願いまして、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第22 議案第5号 専決処分の承認について（内海町土地開発公社定款の一部変更）

議長（中村勝利君） 次、日程第22、議案第5号専決処分の承認について（内海町土地開発公社定款の一部変更）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第5号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置に当たり、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地などの所得及び造成、その他の管理等などを行わせることを目的として設立する特別法人である土地開発公社につきましては、合併協定におきまして内海町土地開発公社につきましては、名称変更の上、新町の土地開発公社として存続するものとするとしておりましたが、この公社の定款改正には公有地拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要となります。しかしながら、新町の議会が成立していない状態にありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、小豆島町長職務執行者が専決処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議会が成立して初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 町長説明のとおり、合併協定に基づきまして名称変更の上、新町の土地開発公社として存続するための定款の改正につきまして専決処分したものであります。

533ページ以降の新旧対照表のとおり、文言を内海町のところを小豆島町に変更し、基本財産を500万円としたものでございます。本土地開発公社は、現在平成17年8月29日に取得をいたしましたオリーブ共同加工場建設用地1,104平米を持っておりまして、これに係ります17年度末の借入金残高は1,715万4,174円となっております。役員任期は2年、理事10人以内、監事2人以内ということになっておりまして、充て職で現在は内海町時代の理事、監事のままでございます。法務局に登記の必要でございます。新役員が決まりますれば新たに登記することといたしております。充て職で正・副議長、各常任委員会委員長、議運委員長に理事及び監事になっていただくことになっております。

以上です。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 資産のところの300万円から500万円になったというふうな根拠をちょっと教えてください。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） これは県からの指導がございまして、最低500万円ということです。ずっと300万円です。まいっておりましたが、この機会に増資せよという指導がございましたので、この機会に増資をさせていただきました。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 今までの実績について、内容を伺いたいと思うんですが。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 埋立地でありますとか、それから海上保安所の庁舎の建設用地でありますとか、さまざまな公共事業の必要用地につきまして先行取得をしましてまいっております。現在は、ただいま申しましたように、新たな計画しております建設用地につきまして昨年取得をした状態でございます。

以上でよろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今説明の中にありました今取得している土地の今後の計画について、ちょっと説明をお願いします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 担当課は農林水産課になるかと思いますが、オリーブの加工場を建設する計画で国の方へ申請上げております。旧内海町時代に説明があったと思いますが、3カ年の事業申請をしておりましたが、これが2カ年事業に変更になったということで、18年、19年の2カ年度でオリーブ公園の隣接いたしますオリーブ公園の温室の上の畑の川を挟んで西側の用地を先行取得しておるものでございます。事業の方が固まりますれば、その事業によってこの土地を買収というか、買い取ってもらうことになっております。

以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今の総務課長の分にお聞きしたいんですが、住民への説明はどうなっておりますか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 土地開発公社そのもののこの決算状況などを皆さんに公表していくというようなことは、広報室等で公表しておるということはありませんでした。ただ、ただいま申しましたように、今現在ですと5人、議会から5人、執行部から5人という理事、監事でこれを運営しております。今、新名議員ご質問の趣旨は、この事業そのもののことにも関してのご趣旨だと思いますが、計画を円滑に進めるために今の時期だとこの土地が取得できるぞというようなこともありまして先行したわけでございますが、もちろん事業そのものの進捗状況によりまして、この土地がどうなるかについては今のところ定かではございませんが、あくまでも補助事業はそのまま進むものとして先行取得しております。

以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今おっしゃられたんは、道理に従ってあるようで、順序は少し違うというように私はと思いますが、私もちょうど西村に住んでおりますが、そういう説明は

多分町サイドから住民へあったようには思いませんが、これ順番が違うと思いますが、いかがですか。

以上。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 17年度からの3カ年事業でこういった事業をやりたいということについては、恐らくや必ず担当課長から議会の方でも説明はあったと思います。オーブワールド計画の中の一環の施設でございます。

事業を進める上で補助なり起債をかますのは、事業年度になりますとそういった有利な手だてで用地を取得できますが、これをその時点でという話もありましょうが、相手があることでございまして、相手と事前折衝を担当課です中で了解が得られましたので、もう今の時期に取得しておいたらどうかというようなことがあって取得したものでございますが、今おっしゃるように事業そのものの進捗がどうかということとは別問題だと考えております。

はい、以上です。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） ただいまのご質問に対してお答えをいたします。

ただいま県の方へ申請中ということで、まだ計画がきちっと固まっておりませんので、今後、それと予算につきましても、本予算ということでまた6月議会でご審議をいただくようになろうかと思っております。その後に住民に対してきちっと関係者にはご説明をさせていただく予定としております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

6番新名議員。

6番（新名教男君） 私が申し上げておるのは、順序が違うということを申し上げとんで、そのことだけは十分言うておきます。

以上で終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ただいま6番議員の申されとる、地元には先説明せよと、こういうふうに私お伺い感じるんですが、そういう点につきまして十分なお説明が、一部の方にはしておりますけども、してないという面も否めんと思っております。これからそういうような説明につきましては担当の方からさすように申しつけますから、よろしく願いいたします。

す。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第23 議案第6号 専決処分の承認について（小豆島町の公金の出納事務を取り扱わせる金融機関の指定）

議長（中村勝利君） 次、日程第23、議案第6号専決処分の承認について（小豆島町の公金の出納事務を取り扱わせる金融機関の指定）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第6号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置に当たり、小豆島町の公金の出納事務を取り扱わせる金融機関の指定が必要となりました。しかしながら、新町の議会が成立していない状態にありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により小豆島町長職務執行者が先行処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議会が成立して初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

す。

町長（坂下一朗君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 小豆島町指定金融機関の指定につきましては、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして香川県農業協同組合を指定し、公金の収納及び支払事務を取り扱わせるものでございます。

また、地方自治法施行令第168条第3項に規定する指定代理金融機関として株式会社百十四銀行と株式会社香川銀行、同施行令第168条第4項に規定する収納代理金融機関として香川県信用組合、香川県信用漁業協同組合連合会、四国労働金庫並びに日本郵政公社を指定したものでございます。

香川県農協を指定金融機関に指定することにつきましては、合併協議におきまして旧町長の協議により定めておりまして、これに基づき専決処分したものでございます。

よろしくご審議、ご承認のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） この一覧表の中に高松信用金庫がないんですが、これはどうしてかなと。池田町の方は、ここの取引なんかもある方があるんじゃないかなと思ったりするんですけど、高松信用金庫は入ってませんが、どういうわけかな。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 今、後ろの方で確認しましたが、旧町で取引はなかったという、今聞きましたが。

以上です。

議長（中村勝利君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第 2 4 議案第 7 号 専決処分の承認について（市町総合事務組合同規約の一部改正及び財産処分）

議長（中村勝利君） 次、日程第 2 4、議案第 7 号専決処分の承認について（市町総合事務組合同規約の一部改正及び財産処分）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 7 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更及び香川縣市町事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関し構成市町の議会議決の必要が生じましたが、新町の議会が成立していない状況にありましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により小豆島町長職務執行者が先行処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第 3 項の規定により、議会が成立しての初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

町長（坂下一朗君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 平成 1 8 年 3 月 3 1 日をもちまして高松地区広域市町村圏振興事務組合が香川縣市町総合事務組合を脱退すること、並びに「三豊南部環境衛生組合」、「三豊地区広域市町村圏振興事務組合」をそれぞれ「三観衛生組合」、「三観広域行政組合」に変更する香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更と、平成 1 8 年 3 月 3 1 日をもって高松地区広域市町村圏振興事務組合が香川縣市町総合事務組合を脱退することに伴う香川縣市町総合事務

組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてに同意をする旨、専決処分したものでございます。その承認を求めるものでございます。

よろしくご審議、ご承認のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第25 議案第8号 専決処分の承認について（小豆島町特別会計条例の一部改正ほか7条例の改正）

議長（中村勝利君） 次、日程第25、議案第8号専決処分の承認について（小豆島町特別会計条例の一部改正ほか7条例の改正）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第8号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置後、平成18年度に入りまして、国の法律改正などに伴いまして平成18年4月1日から施行を要する条例の一部改正が出てまいりましたが、新町の議会が成立していない状態でありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により小豆島町長

職務執行者が専決処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議会が成立して初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 私の方からは、小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について専決処分書を朗読し、ご説明申し上げます。

546ページをお開き願います。

小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日。

小豆島町長職務執行者八木壮一郎。

専決処分第6号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例。

小豆島町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条中第8号から第11号までを削り、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

7、介護サービス事業特別会計、介護サービス事業。

8、介護予防支援事業特別会計、介護予防支援事業。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

経過措置。2、この条例による改正前の訪問看護ステーション事業特別会計、老人介護支援センター事業特別会計、ホームヘルプステーション事業特別会計及び小豆島ふるさと村事業特別会計に係る平成17年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

3、この条例により廃止する訪問看護ステーション事業特別会計、老人介護支援センター事業特別会計、ホームヘルプステーション事業特別会計及び小豆島ふるさと村事業特別会計に係る剰余金、債権及び債務は、小豆島町一般会計が継承する。

改正条文中「第8号から第11号まで削り」とありますが、第8号は訪問看護ステーション事業特別会計、第9号は老人介護支援センター事業特別会計、第10号はホームヘルプステーション事業特別会計となっております。この3つの会計につきましては、介護サ

ービスを提供する会計ということから介護サービス事業特別会計を設け、統合いたします。第11号の小豆島ふるさと村事業特別会計につきましては、指定管理者制度の導入に伴い廃止するものでございます。

8号として追加する介護予防支援事業特別会計につきましては、今回の介護保険の見直しの中に新予防給付の創設というのがあったわけですが、その予防給付のケアマネジメントを実施する会計として新しく設置するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

要旨につきましては、567ページでございます。

改正条文の改正の内容でございますが、今回の改正につきましては、国、地方を通じて行われました給与構造の改革に伴うものでございます。1つは、民間賃金の地域差をより公務員に反映させるため、給料表水準を平均4.8%引き下げると。2つ目は、給与カーブの見直しによりまして年功的に上昇する給与を抑制する。具体的には、若年の係員層については給料水準の引き下げを行わずに、中高年齢層の給料水準を5%から7%引き下げることによって昇級カーブをフラット化させる。3つ目は、勤務成績を昇級により反映させやすくするため、現行の号俸を4分割し、昇級時期を年1回に統一する。また、現在自動昇級化しております普通昇級と特別昇級を、勤務実績に基づく昇級に一本化する。

経過措置といたしまして、改正後の新給料月額が現在の給料月額に達するまで現給保障する事実上の昇給停止といった内容でございます。

よろしくご審議、ご承認のほどお願い申し上げます。

次に、568ページ、小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

569ページの要旨でございますように、小豆島町、さきの給与条例の改正によりまして昇級時期が年1回となりましたために、復帰後の給与調整を号級を調整する方法に改めるものでございます。

よろしくご審議、ご承認のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 続きまして、小豆島町税条例の一部を改正する条例について

ご説明を申し上げます。

今回、かつてないほどの大幅な条例改正でございますが、三位一体改革の一環としまして国庫補助負担金改革の結果を受けまして、所得税から個人住民税への恒久措置としておおむね3兆円の本格的な税源移譲が平成19年度から実施されるものに伴うものでございます。またその際に、住民税と所得税と合わせた個人の税負担は、税源移譲前後で極力変わらないように制度設計されておるものでございます。

それでは、588ページの要旨に基づいてご説明を申し上げます。

まず、第24条、個人の町民税の非課税の範囲でございますが、均等割のみを課すべきもののうちで、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準額が3級地、小豆島町はちょうど3級地に当たります。17万6,000円から16万8,000円に引き下げられたのに伴う改正でございます。

31条、均等割の税率でございますが、法人町民税に対して課する均等割の税率を定めただけでございます。平成17年6月29日に会社法が成立しました。それに伴い、法人税法の一部が改正されたのに伴う改正でございます。字句の訂正のみで、税額の変更はございません。

次に、34条の2、所得控除のうち損害保険料控除を平成20年度から地震保険料控除に改めるものでございます。控除額は支払い保険料の2分の1、最高が2万5,000円を控除するものでございます。

次に、34条の3、所得割の税率。所得に応じて、従来5%から13%、3段階となっておりますが、平成19年度からは一律10%、うち町民税が6%の比例税率化に改めるものでございます。また、これによりまして、従来ありました山林所得の5分5乗方式は、比例税率化に伴い廃止となるものでございます。

34条の4、変動所得また臨時所得なる場合の平均課税方式が18年度をもって廃止となりますことから、34条の6から34条の4へと繰り上がる条ずれでございます。

次に、34条の6、所得控除。所得税と住民税の人的控除の差による負担増を調整するために今回新たに設けられた制度でございます。19年4月1日施行となっております。

34条の7、外国税額控除。これは先ほどの第34条の4の廃止と34条の6が新しく創設されたのに伴う改正でございます。

次に、34条の8、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除。第1項でございますが、配当割額または株式譲渡所得割額の控除において、平成20年度から配当割額または株式譲

渡所得に乗ずる率を100分の68から5分の3に改め、第2項と第3項で、平成19年4月1日から配当割額または株式等譲渡所得割額の控除において個人の県町民税の所得割の額から控除することができなかった金額がある場合には、控除することができなかった金額をその年度分の税金に充当することができるものとなります。

36条の2、町民税の申告。第1項は、平成20年1月1日から新しく地震保険料控除が創設されたのに伴う改正でございます。第6項は、所得税法第236条第4項、ただし書きで給与の源泉徴収票の電子交付制度の創設に伴うものとなります。

次に、53条の4、分離課税に係る所得割の税率でございますが、平成19年1月1日以降に支払う退職手当等に適用する分離課税の税率を6%とするものとなります。県民税の4%と合わせて、ちょうど10%ということになります。

これから3条は、固定資産税に関するものとなります。

第57条、固定資産税に非課税の規定を適用とする者がすべき申告でございますが、地方税法第348条第2項第10号の6が削除されたことによる号ずれでございます。

59条、これも先ほどと同じく号ずれに伴う改正でございます。

61条第9項及び同条第10項、固定資産税の標準課税。文化財保護法によります登録有形文化財である家屋敷につきましては、従来2分の1の課税となっておりますが、今回住宅用地の特例が適用されることを明文化したものとなります。

次に、95条、たばこ税でございます。ことしの7月1日から、たばこ税の税率を1,000本につきまして321円値上げをし、3,064円とするものとなります。

これからは附則の改正でございます。

附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等。

所得の合計額が35万円に人的控除人員を乗じた金額に32万円を加算した金額以下のものに対しては、所得割を課さないものとするものとなります。

附則第6条、住宅用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございますが、附則第6条の2、第6条の3につきましては、それぞれ地方税法附則の準用規定が廃止されたのに伴う所要の改正でございます。6条の2も準用規定の廃止に伴う改正でございます。次の6条の3も同じでございます。

次に、附則第7条、個人の町民税の配当控除。先ほどの第34条の4の変動所得または臨時所得がある場合の平均課税方式が廃止されました。新しく第34条の6がつくられ、合計所得金額が200万円以下とそれを超える場合に分けて調整控除が行われるのに伴う

改正でございます。

附則第7条の2、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除の特例でございます。平成17年度から平成20年度までの配当割額または株式譲渡所得金額の控除の特例は削除されます。かわりに、先ほど申し上げました第34条の8で対応するということになるわけでございます。

次に、附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。これは新しく追加されたものでございまして、住宅ローン控除につきましては所得税で借入金残額の1%を10年間にわたり控除しておりましたけども、税源移譲によりまして所得税が減少する結果、控除し切れない場合が生じますが、これについて既存の適用者につきましては、税負担の変動が生じないように、所得税において控除できなかった額と同等額を住民税で減額しようという措置でございます。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例。今まで申し上げました第34条の4の廃止及び34条の6の追加、それと先ほどの第7条の3が追加されたのに伴う改正でございます。

附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等。18年度をもって退職所得に係る町民税の特例、徴収税額表を廃止することに伴う改正でございます。

これから固定の方に入ります。

附則第10条の2第3項及び同条第4項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。地方税法附則第16条第6項が削除されたのに伴う項ずれでございます。

次に、附則第10条の2第5項、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額の規定の適用と受けようとする者がすべき申告。これも新しく追加された条文でございまして、耐震改修された既存の住宅につきまして、平成18年1月1日から平成27年12月末までの間に一定の耐震改修を行い、一定の基準に適應すると証明された場合につきましては固定資産税を2分の1に減額する制度が新しくできたのに伴う改正でございます。

附則第10条の3、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等。これは先ほどの地方税法附則第16条第6項が削除されたのに伴い、条文から同項を削除するものでございます。

11条の第3号から同条第5号、土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございますけども、本法附則第1

7条第3項で住宅用地、同条第4号で商業用地等が加わったことに伴う所要の改正でございます。

次に、附則第11条の6号、土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義。本法附則第18条の改正による項ずれに伴う所要の改正でございます。

次に、附則第11条の2、平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例。現行の条例が平成16年度または平成17年度となっておりますのを、平成19年度または平成20年度に延長させるための改正でございます。

附則第12条宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例。これは本法附則第18条の改正で、平成18年度から、宅地等の負担水準が80%以上の土地については課税標準額を据え置き、または逆に80%未満につきましては5%を加えた額を課税標準とし、逆に20%を下回る場合の土地については20%相当額を課税標準とするという規定が創設されたのに伴う改正でございます。

附則第12条の2、宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例。これは条例第12条の2の規定が条例第12条の第6項で規定されましたので、それに伴い削除となります。

附則第13条、農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の特例でございますけども、本法附則第19条の改正に伴う改正と、平成15年度から平成17年度までとなっておりますのを、平成18年度から平成20年度まで適用期間を延長させるための改正でございます。

附則第13条の2、価格が著しく下落した土地。これですけども、価格が著しく下落した土地に対してとられておりました税負担の据え置き措置が、今回の見直しで廃止となります。それによって削除されるものでございます。

附則第14条、免税店の適用に関する特例。先ほど申し上げましたが、附則第12条の2が削除されたのに伴い、附則第14条中「第12条の2」を削るものでございます。

次に、特別土地保有税ですけども、現実的には平成15年度以降課税を停止しておるのでございます。

附則15条の2第1項、特別土地保有税の課税の特例でございます。条例附則第12条第1項から第6項にかけての固定資産税の課税の特例を特別土地保有税にも適用しようとするものでございます。

附則第15条の2第2項、特別土地保有税の課税の特例。附則第15条の2第2項が削除されたことによる項ずれと、適用期間を「平成17年12月31日まで」とありますのを「平成21年3月31日まで」延長するものでございます。

次に、附則第15条の2第3項特別土地保有税の課税の特例ですけども、附則第15条の2第2項が削除されたのに伴う項ずれでございます。

附則15条の2第4項、特別土地保有税の課税の特例。前項と同じ項ずれ。それと、住宅用地及び商業用地の用語の意義を追加したことによる所要の改正でございます。

附則15条の2第5項、特別土地保有税の課税の特例。さきと同じく項ずれ、それと地方税法附則第31条の3第2項の削除に伴う項ずれでございます。

次に、たばこ税。附則16条の2第1項、たばこ税の税率の特例。平成18年7月1日以降のたばこ税の税率が、先ほど申し上げましたが、第95条の規定にかかわらず当分の間、1,000本につき3,298円とするものでございます。ここに3級品と区別しております。3級品等は、俗に6銘柄、200円以下、エコーとか、わかば、しんせいなどを言うております。

たばこ税の特例。旧3級品の葉巻たばこについては、当分の間、1,000本につき1,412円から1,560円とするものでございます。値上げ幅を抑えております。

附則第16条の4、特別土地等の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例。個人の住民税への準用規定の廃止と土地の譲渡等に係る事業所得に係る課税の特例について、税率を「9%」から「7.2%」に改めるものでございます。

附則の17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。使用期間が5年を超える土地等の譲渡、売却後に得た所得に対して、平成19年度から税率を「3.4」から「3」%に改めるものでございます。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例につきまして、その譲渡益が2,000万円以下の部分については「2.7」から「2.4」、2,000万円を超える場合には「3.4」から「3」%に改めるものでございます。

附則の第17条の3、居住用財産を譲渡した場合の課税の特例でございますけども、平成19年度から譲渡益が6,000万円以下の部分については「2.7」から「2.4」に、6,000万円を超える部分については「3.4」から「3」%に改めるものでございます。

附則 18 条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。短期譲渡 5 年、所有期間 5 年以下の土地等の譲渡所得に対する課税につきましては、国等に譲渡した場合には「3.4」から「3」%、それ以外については「6」%から「5.4」%に改めるものでございます。

附則の第 19 条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。株式等に係る譲渡所得の課税につきまして、平成 19 年度から税率を「3.4」から「3」%に改めるものでございます。

附則 19 条の 2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例。特定口座で管理されてる株式が上場廃止等によりまして価値を失った場合、譲渡損失とみなすことができる取り扱いが追加されたものでございます。

附則第 19 条の 3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る町民税の課税の特例。これは上場株式などを譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る課税でございますけども、平成 19 年度から税率「2%」から「1.8%」に改めるものでございます。

附則 19 条の 4、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例。これは本法附則第 35 条の 2 の 4 第 4 項の規定の廃止に伴う改正でございます。

附則第 19 条の 5、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除。本法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項の個人の市町村民税への準用規定の廃止に伴う改正と、先ほど申しましたが株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正に伴うものでございます。

附則第 20 条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例。これは本法附則第 35 条の 3 第 1 1 項の規定の廃止と、附則第 19 条の改正に伴うものでございます。

附則第 20 条の 2、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例。先物取引で得た利益に対する町民税の税率を「3.4」から「3」%に変更しようというものでございます。

20 条の 3 ですけども、先ほどは利益が出た場合の税率ですけど、逆に先物取引で損をした場合、3 年間に限り、先物取引に係る雑所得の金額から控除できるというものでございます。

附則第 20 条の 4、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律関係。これですけども、新しく追加された条文でございまして、条約相手国と

の間で課税上の取り扱いに関する投資事業組合などの事業体を通じて利子、配当の支払いがある場合、税率の軽減や免除の規定を新しく定めたものでございます。

それと、附則第21条、個人の町民税の負担軽減に係る特例。個人の町民税の負担軽減に係る特例、いわゆる定率減税言われてきましたけども、平成11年度から始まった定率減税は、今年度、平成18年度をもって廃止となるものでございます。

最後に、別表、退職所得に係る町民税の特別徴収税額表。これは別表にありますが、比例税率化も10%ということに一本化されましたので、税額計算が容易となることから廃止されるものでございます。これはさきに申し上げた第53条の4と連動するものでございます。

以上が町税条例の一部改正でございます。よろしくお願いをします。

次に、引き続きまして国民健康保険税の一部改正についてご説明申し上げます。

611ページの条例要旨に基づいて説明に入ります。

第2条第3項、課税額。国民健康保険税のうち第2号被保険者、40歳から64歳までの被保険者ですけども、介護分に係る介護給付金の最高限度額を「8万円」から「9万円」に改正するものでございます。

次に、13条、国民保険税の減額。総所得金額が33万円を超えない世帯と被保険者1人につき24万5,000円または35万円を超えない世帯に対する減額措置でございます。

附則第2項、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例。今回、第3項、第4項、第5項、第6項が新しく追加されたのに伴う所要の改正でございます。

附則第3項、平成18年度分の公的年金等の所得に係る国民保険税の減額の特例。今回新しく追加された第3項から第6項までにつきましては、今年度から実施されます個人住民税の公的年金控除、従来140万円でありましたのが120万円、20万円引き下げられましたのと、老齢者控除48万円が廃止に伴いまして一部の高齢者については保険税が増加することになりますので、18年度と19年度の2年間で激変緩和措置を講じようとするものでございます。そこで、附則第3項で公的年金等控除の適用のある人に対しましては、軽減判定の基準である総所得金額から18年度分に限り28万円を控除するものでございます。

附則第4項、さきの第3項の総所得金額から、緩和措置として平成19年度分、来年度分に限りまして22万円を控除するものでございます。

附則第5項、平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例でございますけれども、公的年金控除が140万円から120万円に引き下げられましたので、緩和措置として所得割の算定基礎である所得から引き下げ額の20万円の約3分の2、13万円を18年度分に限り控除しようとするものでございます。

次に、附則第6項、これは19年度、先ほどと同じ20万円の約3分の1の7万円を19年度分に限り控除するものでございます。

附則第7項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例。附則第7項から附則第14項までにつきましては、個人の町民税への準用規定の廃止に伴う改正と、附則第3項から第6項までが追加されたのに伴う項ずれでございます。

附則第8項も旧第4項でした。項ずれです。

附則第9項、これが旧第5項。

10項、11項、すべて項ずれです。

12、13、14。14項は旧10項。すべて項ずれです。

次に、附則第15項と16項、これは2つとも新しく追加された条文でございますけれども、先ほど言いました町税条例附則第20条の4で説明申し上げましたが、条約適用利子等及び条約適用配当金に関する町民税の課税の特例と、新しく創設されたのに伴う改正でございます。

以上で、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

615ページでございます。

平成18年3月21日条例第113号小豆島町介護保険条例の第2条第1号の次に、新たに第2号として、「介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者1万8,000円」を加え、第2号以下を1号ずつ繰り下げするものでございます。これは所得の低い方への保険料の軽減を図るため、現行の第2段階を2つに区分し、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方を新第2段階として、その保険料を基準額の4分の2の1万8,000円とするものでございます。

次に、第4条第3項中「又は第4号口」を、「、第4号口又は第5号口」に、「第4号

までの」を「第5号までの」に改めるものでございます。介護保険法施行令第38条の改正、今さっきに説明いたしました新第2段階の規定が加えられたため、1号繰り下げられたものでございます。

第13条中「法第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加えるものでございます。介護保険法において、第33条の3が追加されたことによる条例を追加するものでございます。

附則第1項、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、高齢者の非課税限度額の配置について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険においても平成18年度から2年間は町民税非課税から課税となる本人及び税制改正の影響で新たに課税となる者が同世帯にいる町民税非課税者については、保険料を段階的に引き上げる激変緩和措置を設けるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（岡田弘彦君） 小豆島介護老人保健施設事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

618ページでございます。

介護保険法については、平成17年6月29日、法律第77号により一部改正され、18年4月1日から施行され、介護保険法第52条第1項中「居宅支援サービス費」が「介護予防サービス費」に、第53条の見出し中「居宅支援サービス費」が「介護予防サービス費」に改められたことに伴い、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護を提供できるよう町条例第157号の一部を改正するものでございます。

改正内容は、現行の条例第1条中「要介護状態となった者」の次に、「尊厳を保持し」を加えるものです。

第11条中第(5)号を第(6)号とし、第(4)号の次に第(5)号介護保険法の規定による、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により積算した額を加えるものでございます。

以上、簡単でございますが、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 619ページの小豆島町保育所条例の一部を改正する条

例についてご説明を申し上げます。

地区内の子供の数が減少していく現状を踏まえまして、本年4月から小豆島町立内海保育所福田分園と町立福田幼稚園の施設の一体化を図りまして、保育所と幼稚園を効率的に運営をすることといたしました。このことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、本年3月31日付をもって小豆島町長職務執行者の専決処分といたしましたものでございます。

改正の内容についてでございますけれども、別表中の保育所福田分園の位置を「福田甲513番地4」から、幼稚園の位置になりますけれども、「福田甲389番地」に改めようとするものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩をします。

再開は3時30分。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時30分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 6号、済んません、9号か、教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のところの質問を申し上げます。

さきに感想を申し上げますと、やっぱり合併というのはこんなもんかなと、職員の賃金をこだけ下げてというように思いますんで。平均4.8%、高年齢の方で5から7%の総額というのは幾らになるでしょうか。

この前、5月2日の日に竹内総務課長から、国、県からの非常に強い要請があったということで、僕たちとしてもそら超赤字になったらいいとは言いませんけれども、大変な賃下げ、民間であればストライキが起こるような状態じゃないかなというふうに私は思いますので、賃金袋の中は一体幾ら下がるのかということをお聞きします。

それから、説明書の547ページの9の項、前からずっと押して行って9の項に、職員の昇級は予算の範囲内で行わなければならないとあります。これは前のいろいろ引き下げと重複するのか。例えば予算、非常に逼迫したときにはこの限りでないという状況になり

はしないか、その辺のちょっと質問を申し上げておきたいと思います。

以上です。質問です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 5月2日にお答えしたのと同様に、まだそれが総額幾らになるかは計算ができておりませんが、あのときにも申し上げましたように、説明の方で申しました現給補償がございますので、たちまちは今と同じで、実質賃金は据え置きであって、引き下げてはいないということでございます。

それと、さきにもちょっとおっしゃいましたが、この構造改革につきましては、今年の8月15日に国家公務員に対する人事院勧告が出ました。その後、9月28日に総務事務次官通知ということで、地方公務員についても同様の改革をなさいと  しなさいというか、してほしいというような通知がございまして、もう国家公務員、地方公務員、一律にこの給料表に変わってきたわけでございます。ただ、先ほどの質問の予算の範囲内ということにつきましては、いまだかつて予算がないから上げてはならんぞという話はありませんでしたので、所要の補正予算を行った上で所要の賃金改定は行っておりますので、その点は予算に縛られてそれが必要なだけできないという事実はいまだかつてございません。

以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森  崇君） きょうの四国新聞に、削減効果、年1.8兆円と、大合併町村の10年後歳出ということで、人件費、公共事業中心にすごい削減、総務省の試算なんですけど、ここには10年後には首長とか職員の人件費が約5,000億円下がるということの試算がされております。3年前だったですが、人勤で、旧内海町だけで7,000万円下がり、全国で6,600億円下がったと。平和問題と僕ひっかけるわけじゃないんですけど、最近のあのときのイラクの5,500億円とか今回の沖縄の移転問題のすごい金額とか、もう少し僕たちも世の中の矛盾の赤字をだれがつくったのかと、国が大変な赤字をつくったのに、地方自治体やって交付金とかいうの関係があるのに、人件費をこうやっていじめるというか、下げて、本当に回復に向いていくんかという気持ちがございます。町長の感想を聞きたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

もうご存じのとおり、日本の経済、政府は800兆円からの借金しとるというふうなことで、この合併もその一環で、行財政改革やれと、こういうふうなことでございます。以前は公務員は非常にいいというような時代もあったやに聞いておりますが、最近は非常に厳しくなってきたのでございますが、これももう何とか行財政改革をやって新しい春を迎えるように辛抱して努力をしなければならないと、こう思っております。非常に苦しい状態はやむを得ないかと、こう思っておりますが、何とか最低の保障はしていかないと、こういうふうなことでございますので、ぜひ皆様のご協力、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

16番中江議員。

16番（中江 正君） 町条例の一部改正に入っていきます。

先ほど、課長の方からる説明があったわけですけど、おおむね3兆円の本格的な税源移譲が平成19年度から実施されるに伴うものであるということで内部的に資料を提示されて説明を受けたわけですけど、いわゆるこれに相当する、平成19年度、おおむね小豆島町にどのぐらいの割合で、いわゆる行政改革から地方分権、これがまかり通っている今現在でございますが、やはり自分とこの町は自分とこで養っていけという国の施策でありますので、こちらも、小豆島町としても19年度に税収があるのを、小豆島町ではどれぐらいの割合で税収なるんかということが1点と、それと定率減税の廃止による最高で2万円の町・県民税の負担増となるという住民に対する影響が載っとるわけですけど、非常に低所得者の上にそういうような税がかなり負担されるということは、住民にとって死活問題になるという部分は懸念されるんで、該当者がどのぐらい小豆島町でおられるのか、廃止になった場合に。

その2点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 中江議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、定率減税の件から申し上げますと、まず一般のサラリーマンで申し上げますけど、どの程度廃止になって影響するのかということでございますけども、例えば年収300万円の世帯で単身世帯の場合には5,000円の増になります。それと、夫婦と子供2人の場合には700円、夫婦のみで1万2,000円。それから、ちょっと金額大きいにします。700万円給与で年収がある家庭で申し上げますと、独身の場合には限度額

いっぱいいきます。2万円税金がふえます。それから、夫婦と子供2人、4人家族でいきますと、これちょっと所得税も入り1万5,000円の負担増になります。

それで、どの程度対象者がおるのかということですが、18年度の予算ベース、予算積み上げする時点での数字で答弁させていただきますけども、池田町で約1,800人で、旧内海町で約4,500人。池田町で平均が5,000円です。内海町で平均が3,900円ほど税金の負担増になるかと思えます。

全体でどの程度の増税なるのかということでございますけども、ことしの予算置いとるのがそのまま廃止になりますので、もう所得の伸びも考えずに見ますと、旧池田町で920万円、内海町で1,750万円ほど、合計で約2,700万円ほどがストレートに税収につながろうかと思えます。

それと、19年度、国がおおむね3兆円の税源、財源移譲であれば非常に助かるんですけど、財源はくれませんで、税源を移譲されました。ということは、地方で賦課徴収しなさいよと、よう取らん場合には交付税とかでペナルティーもありますよということで、これからは税務課に大変な時代が来たなと思っております。平成18年度につきましては、全国ベースで3兆94億円ほど、所得譲与税という形で国が取ったのを地方に配分しておりました。市町村のそのうち8,300億円、これがもう19年度からはほとんど期待できないと、地方で税源を確保せざるを得ないということになるかと思えます。

どの程度お答えしたらええんかあれですけども、国がつくった試算あたりもいろいろあるんですけど、もうその程度でよろしいですか。

議長（中村勝利君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

4番森議員。

4番（森 崇君） 賃下げに賛成できないと、そういう立場です。それは本当の解決にならないと思うからです。

さきの新聞では、不平等の度合いを示すジニ係数、僕もよくわからんですけど、ジニ係数というのが非常に上昇してると。また一方では、年収200万円、よく国会討論から

出てますけれど、200万円以下の人たちが物すごふえています。賃金は下降しながら格差が拡大していると。一方、生活保護世帯は去年の秋でも100万世帯を突破したことが言われましたけど、105万世帯いると。就学援助を受けている世帯というのは130万人いると。確かに僕も民間出身ですけど、民間も大変な状態、島バスも大変な状態で賃金は上がっておりませんので、そこだけを見ると公務員はやむを得ないという意見もございませうけれども、総体的に働く人たちの年収賃金を下げることによって地方自治体というのは大変な状態に陥ってしまいうんじゃないかなというふうに思います。町長答弁でもありましたけど、700兆円とも800兆円とも言える大赤字の原因、県も町も大赤字、それやっぱり政治の仕組みから行ったものであって、大体会社もみなそうなんですけど、ほとんど賃金が高いから会社が赤字になるという仕組みじゃないというふうに僕たちの今までの勉強では思っております。ここまで来たら、もう民間とか公務員とかいうんじゃないで、賃金をできるだけ下げないことをして、いろんな形で税収を上げるいうことをやっていかないと、下り坂ばあになれへんかなというふうに思います。

反対討論といたします。

それからもう一つ、いわゆる公務員の数を下げる、数を下げるということばかりも言うんです。これも会社も一緒ですけど、これ2000年の四国新聞、12月20日の省庁再編のときの新聞がございませう、手元に。公務員数、これ何回も僕言いよんですけど、国際比較、人口1,000人当たり、日本は38人、イギリスが81人、フランスが97人、アメリカが75人、ドイツが65人でございませう。フランスの約3分の1ぐらい、3分の1もなりませんけど、大変な公務員の数が少ない。今平和の問題で一大事があったとき、公務員がどうするいう話もいっぱい出てますけど、災害があろうとも、やむなくそういう現象が起ころうとも、公務員というのはきちんとそろとかないといかん、警察官も消防も。そういう意味で言うと、今の流れというのを地方自治体としてきちんととらえておく、そういうことが僕は必要じゃないか、赤字になっていいという決して意味じゃくて、労働者ばかりに責任が行っておると、うまく民間と公務員の格差を利用されて賃下げを黙っているという状況が起こっているんじゃないかと思ひます。

そういった意味で反対です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時48分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

1 番秋長議員。

1 番（秋長正幸君） 私は、原案に賛成の立場で討論をさせていただいたと思います。

ただいま森議員の方からの反対の意見がございましたが、いろいろ人事院勧告、国からの勧告が出とるわけでございますが、その中でも実質 4 . 7 % ですか、ということでございますが、補てん的な財源の形をとるということで、実質は据え置きだという事務局、総務課長の答弁もございました。そういうことから、私は今回のこのもんについては原案どおりの賛成に帰するわけでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

1 5 番鍋谷議員。

1 5 番（鍋谷真由美君） 私は、この条例の一部改正の専決の承認について、以下のことを述べて反対したいと思います。

まず、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、公務員の給与を引き下げるということは、その生活にとっても重大な問題になるだけでなく、年金の給付減や民間労働者の賃下げにもつながる上に、地域経済に悪影響を与えること。小豆島町税条例の一部改正については、定率減税の廃止による町民の負担増などが含まれていること。小豆島町国民健康保険税条例の一部改正、小豆島町介護保険条例の一部改正については、公的年金控除引き下げや老年者控除の廃止などの税制改正に伴い、国保税、介護保険料が引き上げられるものであり、激変緩和措置を設けてはありますが、この税制改正の影響だけを対象としたものである上に 2 年間の経過措置であり、抜本的対策とは言いがたいものであることです。国の制度改正ではありますけれども、地方自治体や住民への負担押しつけではなく、国庫負担をふやすべきだと考えます。

以上の理由でこれらの条例一部改正に反対をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7 番安井議員。

7 番（安井信之君） 国の方のお金でやれというふうなご意見ですけど、国自体も私ら

住民と全部同じ会計でなっていると思います。その中で国だけでやるということは、私たちにツケが回ってくるというふうなことです。そういうことを考えますと、今の状態でこの800兆円の国の借金と地方の借金200兆円ぐらいありますよね、それを賄っていくのはいかな、できないもんじゃないかなと思います。

その点を考えまして、私はこの専決処分の条例に賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第8号は原案どおり承認されました。

~~~~~

日程第26 議案第9号 専決処分の承認について（平成18年度小豆島町一般会計
暫定予算ほか10会計の予算）

議長（中村勝利君） 次、日程第26、議案第9号専決処分の承認について（平成18年度小豆島町一般会計暫定予算ほか10会計の予算）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第9号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の設置後、平成18年度に入りまして、平成18年度小豆島町一般会計暫定予算外10会計の暫定予算を定めることが必要となりました。しかしながら、新町の議会が成立していない状態にありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により小豆島町長職務執行者が暫定予算を定める専決処分を行ったものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により議会が成立して初めての議会であります本議会に上程し、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

この予算につきましては、地方自治法施行令第2条の規定に基づきまして、本予算が成

立するまでの間の収支につきましては4カ月分を暫定的に定めたものであります。平成18年度各会計の本予算につきましては、6月開催予定の定例会でご審議いただくこととなり、暫定予算につきましては本予算が議決された時点で本予算に吸収されることとなります。そのため、暫定予算の内容につきましては、投資的経費などの政策的経費は、やむを得ないものを除き原則として計上せず、暫定期間内に引き落とされる人件費、扶助費、公債費などの義務的経費、事務に必要な需用費などの物件費及び広域行政組合の負担金などを計上いたしております。

それぞれの会計につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 提案理由の説明が終わりました。

続きまして、予算内容の説明を担当課長からお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、私の方から平成18年度小豆島町一般会計暫定予算の専決処分について、内容をご説明申し上げます。

621ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出暫定予算額の総額を歳入歳出それぞれ19億6,600万円と定めるものでございます。

第2条は一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用の規定で、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

次に、622ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算。

1歳入でございます。

歳入につきましては、暫定期間4カ月間に見込まれる費目について計上をしております。

1款町税5億3,771万1,000円でございます。年度当初に徴収する軽自動車税を除き、見込み額のほぼ3分の1を計上しております。

2款地方譲与税3,033万2,000円でございます。所得譲与税を除き、見込み額

のほぼ3分の1を計上しております。

6款地方消費税交付金4,350万円でございます。収入の時期により、見込み額の4分の1を計上しております。

9款地方特例交付金2,361万円でございます。収入の時期により、見込み額の2分の1を計上しております。

10款地方交付税10億4,500万円でございます。普通交付税は見込み額の約半分、特別交付税は12月、3月交付のため計上しておりません。

12款分担金及び負担金2,465万円でございます。分担金は収入の時期から一部の計上、負担金は3分の1を計上しております。

13款使用料及び手数料7,193万5,000円でございます。見込み額のほぼ3分の1を計上しております。

14款国庫支出金4,345万5,000円でございます。投資的経費の計上を抑制しているため、少額13.8%の計上となっております。

15款県支出金5,005万2,000円でございます。収入の時期の関係で、1割程度の計上となっております。

16款財産収入139万2,000円でございます。これも収入の時期の関係で、1割程度の計上となっております。

17款寄付金75万9,000円でございます。壺井栄顕彰会寄付金がほとんどであります。

18款繰入金5,916万9,000円でございます。財政調整基金、減債基金は本予算査定後の財源不足額により調整するため、少額計上となっております。

19款繰越金100万円でございます。一部を計上しております。

20款諸収入3,343万5,000円でございます。収入時期との関係で少額計上、17.3%の計上となっております。

3款の利子割交付金、4款の配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、11款交通安全対策特別交付金、21款町債につきましては、暫定期間中に収入が見込めないため計上いたしておりません。

次に、624ページをお開き願います。

2歳出でございます。

歳出につきましては、各款共通事項といたしまして、人件費については4月から7月の

4カ月間の給与、職員手当等、共済費のほか、6月の期末勤勉手当を計上しております。臨時嘱託賃金についても同様でございます。

1款議会費4,723万1,000円でございます。暫定期間中に旅費、各種負担金、当選議員用費用が生じるため、見込み額の44.9%の計上となっております。

2款総務費3億6,345万6,000円でございます。見込み額のほぼ3分の1を計上しております。町長町議会議員選挙費については100%の計上、それから県知事選挙費、それから農業委員会選挙費については実施時期の関係により未計上となっております。

3款民生費4億5,070万7,000円でございます。このうち1項の社会福祉費3億4,582万2,000円につきましては、介護保険会計、老人保健会計等への繰出金1億4,282万9,000円、それから身体障害者、知的障害者に対する居宅介護支援費、施設訓練等支援費、重身医療費等に9,277万5,000円、それから老人保護措置委託料に2,423万2,000円の計上、これが主なものとなっております。

2項児童福祉費1億488万1,000円ですが、児童手当に関するものが3,031万8,000円、草壁保育園等運営委託料が3,709万円、これが主なものでございます。

4款衛生費2億231万8,000円でございます。2項の清掃費1億1,879万6,000円につきましては、じんかい処理に必要な経費7,301万4,000円、し尿処理に必要な経費3,857万4,000円が主なものでございます。

5款労働費4,260万1,000円でございます。労働金庫預託金4,000万円が主なものでございます。これは年度当初に支出するための計上でございます。

6款農林水産業費4,815万3,000円。漁港建設費等、投資的経費の計上が少ないため、見込み額の11.5%の計上となっております。

7款商工費1億6,395万8,000円でございます。県信用保証協会等預託金2,100万円、岬の分教場保存会補助金3,500万円等、年度当初に支出する経費の計上と、旧民俗資料館をリニューアルし、ビジターハウスとして整備するための工事費4,725万円の計上が主なものでございます。ビジターハウスにつきましては、秋の観光シーズンまでに間に合わせたいということで計上しております。

8款土木費1億698万6,000円でございます。道路、河川、港湾等の投資的経費を必要最小限の額とし計上したため、見込み額の20.1%の計上となっております。

9 款消防費 1 億 6 , 5 5 7 万 3 , 0 0 0 円でございます。小豆地区広域行政事務組合負担金 1 億 4 , 7 6 6 万 5 , 0 0 0 円が主なものでございます。

1 0 款教育費 3 億 4 , 8 2 8 万 3 , 0 0 0 円でございます。

2 項小学校費、3 項中学校費は、施設整備費に係る経費の計上を抑制したため、比率が低くなっております。他は、おおむね見込み額の 3 分の 1 を計上しております。

中学校費には、内海中学校改築に要する経費として実施設計委託料 4 9 7 万 3 , 0 0 0 円、建てかえのための現校舎の一部の除却工事を夏休みに実施するため 1 , 0 5 0 万円を計上しております。

1 2 款公債費 2 , 0 6 5 万 2 , 0 0 0 円でございます。暫定期間中に生じる支払いのみ計上しております。

以上、簡単ですが、平成 1 8 年度小豆島町一般会計暫定予算の概要説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 平成 1 8 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

6 2 6 ページでございます。

第 1 条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を 6 億 5 , 1 9 5 万 9 , 0 0 0 円と定めようとするものでございます。

第 2 条が一時借入金の規定で、借り入れの最高額を 1 億円と定めようとするものでございます。

第 3 条が歳出予算の流用の規定で、各項の経費の金額を流用することができる場合を、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とするものでございます。

次に、6 2 7 ページ、歳入でございます。

歳出に見合う額を計上させていただいております。

1 款国民健康保険税 1 億 5 , 5 8 1 万 1 , 0 0 0 円は、国民健康保険被保険者に係る保険税。

2 款使用料及び手数料 2 万 6 , 0 0 0 円は、督促手数料。

3 款国庫支出金 1 億 8 , 9 2 5 万 5 , 0 0 0 円は、療養給付費等負担金及び調整交付金。

4 款県支出金 3,096 万 8,000 円は、高額医療費共同事業負担金と調整交付金。

5 款療養給付費交付金 1 億 8,892 万 7,000 円は、退職者の医療費の財源となる交付金。

6 款共同事業交付金 1,173 万 8,000 円は、一般被保険者に係る高額医療費で、1 件当たり 70 万円以上の高額医療費が出た場合に、70 万円を超える額の 60% が交付されるものでございます。

7 款財産収入 57 万 1,000 円は、基金利子。

8 款繰入金 7,191 万 6,000 円は、基金取り崩しにより繰り入れる額。

9 款繰越金 2,000 円、名目予算。

10 款諸収入 274 万 5,000 円は、第三者納付金と高額療養費貸付金等の戻入でございませう。

以上、歳入合計 6 億 5,195 万 9,000 円でございます。

次に、628 ページの歳出でございます。

4 月から 7 月の 4 カ月間に支出が見込まれる額を計上しております。住民福祉課のほかの特別会計も基本的には同様でございます。

1 款総務費 1,023 万 5,000 円は、国保事業の管理的経費等。

2 款保険給付費 4 億 5,895 万 3,000 円は、医療機関等に支払う療養給付費その他。

3 款老人保健拠出金 1 億 2,674 万 6,000 円は、老人保健該当者の医療費として国保が拠出する経費。

4 款介護納付金 3,153 万 5,000 円は、国保が診療報酬支払基金に納める介護納付金。

5 款共同事業拠出金 1,173 万 9,000 円は、高額医療費共同事業に対する拠出金。

6 款保険事業費 1,195 万 5,000 円は、健康増進、医療費適正化、高額療養費貸し付けなどに充てる費用。

7 款基金積立金 57 万 2,000 円。

9 款諸支出金 22 万 4,000 円、過誤納還付金でございます。

以上、歳出合計 6 億 5,195 万 9,000 円でございます。

続きまして、平成 18 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計暫定予算について

ご説明申し上げます。

629ページをお願いいたします。

第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を1,804万2,000円と定めようとするものでございます。

めくっていただきまして630ページの歳入予算でございます。

1款診療収入1,796万9,000円は、外来収入。

2款使用料及び手数料2万円は、健康診断等の文書料。

4款繰越金1,000円、名目予算でございます。

5款諸収入6万6,000円は、薬品、容器代等でございます。

以上、歳入合計1,804万2,000円でございます。

次に、631ページが歳出でございます。

1款総務費980万5,000円は、人件費及び施設の維持管理に要する費用。

2款医業費823万7,000円は、医薬材料費や検査委託料でございます。

以上、歳出合計1,804万2,000円でございます。

次に、平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

632ページをお願いいたします。

第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,450万9,000円と定めようとするものでございます。

633ページが歳入予算でございます。

1款支払基金交付金5億3,187万2,000円で、支払基金からの交付金。

2款国庫支出金3億74万7,000円で、医療給付費負担金等。

3款県支出金7,511万6,000円は、同じく医療給付費負担金。

4款繰入金7,676万9,000円は、一般会計からの繰入金。

5款繰越金1,000円。

6款諸収入4,000円は、名目予算でございます。

以上、歳入合計9億8,450万9,000円でございます。

次に、634ページが歳出でございます。

1款総務費275万1,000円は、電算処理委託料等。

2款医療諸費9億8,175万8,000円は、老人医療費の支給に要する経費でござ

います。

以上、歳出合計9億8,450万9,000円でございます。

続きまして、平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

635ページをお願いいたします。

第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を4億4,487万円と定めようとするものでございます。

第2条が歳出予算の流用の規定で、各項の経費の金額を流用することができる場合を、保険給付費の各項の計上した暫定予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とするものでございます。

めくっていただきまして、636ページ、歳入でございます。

1款保険料は、6,346万1,000円、1号被保険者に係る保険料。

2款使用料及び手数料1万4,000円は、保険料督促手数料等。

3款国庫支出金1億773万6,000円は、介護給付費負担金、調整交付金等。

4款支払基金交付金1億3,233万円は、第2号被保険者の保険料から交付されるものでございます。

5款県支出金6,878万7,000円は、介護給付費負担金等。

6款財産収入1,000円、名目予算。

7款繰入金7,231万6,000円は、一般会計繰入金と基金繰入金。

8款繰越金1,000円。

9款諸収入22万4,000円。

以上、歳入合計4億4,487万円でございます。

次に、637ページ、歳出でございます。

1款総務費1,116万3,000円は、一般管理費と介護認定審査会費等でございます。

2款保険給付費4億2,507万7,000円は、介護サービス給付費等。 3款地域支援事業費859万6,000円は、介護予防事業、包括的支援事業等に要する経費。

4款諸支出金3万4,000円は、過誤納還付金でございます。

以上、歳出合計4億4,487万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計暫定予算の説明を行います。

638ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,992万9,000円と定めるものでございます。

639ページをお願いいたします。

1歳入。

1款サービス収入、1項介護給付費収入2,209万1,000円。要介護者のケアマネジャー介護サービス計画収入、またホームヘルパーの居宅介護収入でございます。

2項予防給付費収入167万4,000円、要支援者へのサービス収入でございます。

3項自己負担金収入158万8,000円、サービス利用者の1割負担でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料32万4,000円、介護サービス申請者の認定調査の収入でございます。

3款寄付金、1項寄付金5,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金197万6,000円、一般会計からの繰入金でございます。

5款諸収入、1項収益事業収入226万6,000円、訪問看護の医療保険の負担金でございます。

2項雑入5,000円、ニチイ学館等からヘルパーの同行研修の依頼がございます。そのときの負担金でございます、5,000円。

歳入合計2,992万9,000円。

次のページをお願いします。

2歳出。

1款サービス事業費、1項居宅介護支援事業費622万9,000円。これは池田、内海のケアマネジャー、その部門の費用でございます。

2項訪問介護サービス事業費1,596万9,000円、内海、池田のホームヘルパーに係る費用でございます。

3項訪問看護サービス事業費773万1,000円、訪問看護に係る費用でございます。

歳出合計 2,992万9,000円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。

まず、本特別会計を新たに設置した理由につきまして若干ご説明申し上げます。

今般の介護保険法改正によりまして、要支援者の介護予防ケアプランの作成につきましては地域包括支援センターが行うことになり、小豆島町におきましても平成18年4月1日に当該センターを設置したところでございます。この介護予防ケアプランの作成につきましては、介護保険法上の事業所活動に当たり、その歳入歳出予算につきましては、保険者として設置している介護保険事業特別会計とは明確に区分することが求められております。また、本特別会計の主な歳入につきましては、介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬であり、主要な歳出はこれに携わる者の人件費となっており、一般の歳入歳出予算と区分する必要があることから、地方自治法第209条第2項の規定を適用し、特別会計を新たに設置したところでございます。

それでは、641ページをお願いいたします。

第1条が歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額を245万5,000円と定めようとするものでございます。

めくっていただきまして642ページが歳入でございます。

1款サービス収入213万2,000円は、介護予防サービス計画費収入。

2款寄付金1,000円、名目予算。

3款繰入金32万1,000円は、一般会計繰入金。

4款諸収入1,000円。

歳入合計245万5,000円でございます。

次に、643ページ、歳出でございます。

1款サービス事業費245万5,000円は、要支援者に対するケアプラン作成に要する経費でございます。

以上、歳出合計245万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 平成18年度小豆島町簡易水道事業特別会計暫定予算について、644ページの方からご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出の予算でございますけれども、総額として歳入歳出それぞれ682万1,000円と定めております。

歳入歳出につきましては、645ページの方へ歳入を計上いたしておりますけれども、第1款の使用料及び手数料でございますけれども、町内で6地区の簡易水道事業の4月から7月分の水道使用料でございます。676万5,000円でございます。

第2款の分担金及び負担金につきましては、給水装置の分担金ということで1万5,000円計上いたしております。

第5款の繰越金が4万円。

第6款の諸収入が、雑収入といたしまして1,000円計上させていただいております。

続きまして、歳出でございますけれども、第1款の総務費といたしまして施設管理の管理職員の給料、委託検針員さんの賃金、消費税等でございますけれども、291万5,000円を計上させていただいております。

第2款の業務費でございますけれども、これにつきましても施設とか配水管等の修繕料、それと水質検査の委託手数料、量水器等の購入費といたしまして387万6,000円を計上させていただいております。

予備費として3万円を計上させていただいております。

以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

続きまして、647ページになりますけれども、平成18年度小豆島町水道事業会計暫定予算についてご説明を申し上げます。

第2条のところに業務の予定量を掲載させていただいておりますけれども、給水戸数につきましては旧の池田町、内海町を合わせた6,535戸でございます。

年間の予定給水量といたしましては、約240万トンを見込んでおります。

(4)で主要な建設改良事業ということで、(イ)といたしまして配水設備工事3,538万9,000円を計上させていただいておりますけれども、旧内海町内で平成10年度より継続実施をいたしております石綿セメント管の更新工事と委託料でございます。その他、管の更新とかの設計委託料もこの中で見させていただいております。

口といたしまして、内海ダム再開発費で3,251万5,000円でございますけれども

も、内海ダムの利水の負担金とダム担当職員の給与でございます。

収益的収入及び支出につきましては第3条の方へ計上させていただいておりますけれども、収入といたしましては、第1款として水道事業の収益が1億9,002万円を見込んでおります。大部分につきましては、第1項の営業収益でございます。1億7,163万2,000円、水道使用料でございます。

第3項といたしまして、特別利益として1,779万9,000円を見込んでおりますけれども、かんかけ浄水場用地の売却益でございます。

支出の方といたしましては、第1款の水道事業費用でございますけれども、1億3,531万6,000円を見込んでおります。

主な項目といたしましては、第1項の営業費用といたしまして職員の給与、小豆広域からの水を受けております受水費、それとか有形、無形の施設の減価償却費等で1億2,188万5,000円を見込んでおります。

第2項の営業外費用でございますけれども1,263万1,000円、小豆広域の運営負担金と小豆広域に対する起債償還の負担金でございます。

3項では特別損失を50万円、4項では予備費を30万円見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、648ページの方に収入と支出を記載をさせていただいております。

第1款の資本的収入でございますけれども、931万4,000円でございます。

主な項目といたしまして、第2項の出資金828万8,000円でございます。これにつきましては、内海ダムの関係の分の事業の一般会計からの出資金でございます。

5項として水道分担金が65万円。

7項として固定資産売却代金が37万6,000円でございます。

先ほど申し上げました特別利益のかんかけ浄水場の用地売却の関連でございますけれども、帳簿価格の分につきましてはこの資本的収入の方で上げさせていただいております。

一方、支出でございますけれども、第1款の資本的支出といたしまして6,861万2,000円。

第1項の建設改良費といたしまして6,811万1,000円でございます。内容につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきたいと思います。

第3項の国庫補助金返還金として名目予算の1,000円。

第4項の予備費として50万円を計上いたしております。

第5条では、一時借入金の限度額を定めておりますけれども、1,000万円といたしております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、(1)として職員給与費、(2)として公債費を計上させていただいております。

第7条につきましては、たな卸資産の購入限度額でございますけれども、限度額につきましては250万円と定めております。

第8条につきましては、重要な資産の取得及び処分といたしまして、先ほどご説明をいたしました内海ダムの再開発の用地といたしまして今現在ありますかんかけ浄水場の用地1,627平米を売り払いいたすものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。

議長(中村勝利君) 内海病院事務長。

病院事務長(松下 智君) 平成18年度小豆島町病院事業会計暫定予算の説明を申し上げます。

第2条が業務の予定量でございます。

病床数196床で想定しております。

患者数が、入院の方が1万9,520人、これは4カ月分で、診療日数122日としております。外来患者の方が3万9,360人、これは診療日数が82日間で見込んでおります。

1日平均患者数が、入院が160人、外来が480人としております。

第3条が収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款病院事業収益9億2,404万4,000円。

第1項の医業収益が8億9,488万2,000円。

第2項の医業外収益が2,916万2,000円としております。

支出の方ですが、第1款の病院事業費用10億4,137万8,000円。

第1項医業費用10億2,025万3,000円、これは主に職員の給与、材料費、また経費となっております。

第2項の医業外費用が2,012万5,000円、これは主に老健施設の経費等でございます。

第3項が予備費100万円を想定しております。

続いて、第4条が資本的収入及び支出でございます。通常、暫定予算は経常経費以外は置かないと思っておりますけども、1億円置いておりますのは、これは17年度からの継続事業として電子カルテシステムの関連事業でございます。その分だけを計上しております。

第5条がたな卸資産の購入限度額、4カ月分で1億2,165万円としております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（岡田弘彦君） 平成18年度の小豆島町介護老人保健施設事業会計暫定予算についてご説明いたします。

資料651ページでお願いいたします。

第1条は総則であります。

第2条業務の予定量でございますが、利用定員を70人、通所20人。

2番の総利用者数は、4カ月間で入所が7,686人、通所で1,148人を予定しております。

（3）の1日平均利用者数は、入所者数が63人、通所は14人でございます。

（4）の主要な建設改良事業でございますが、アの設備整備費400万円でございます。これにつきましては、まだ決定をしておりませんが、新たに合併をして区域が広域に広がったために、緊急に送迎の必要のある場合を想定をして車の購入を予定をしております。これもその状況によってできるだけ今の体制の中でいく予定にしておりますが、やむを得ず必要な場合にのみ執行する予定で考えております。

第3条が収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入が、第1款施設事業収益9,536万1,000円。

第1項施設運営事業収益9,530万6,000円。

第2項施設運営事業外費用収益が1万円となっております。

次に支出でございますが、第1款施設事業費用1億466万5,000円。

第1項施設運営事業費用1億436万5,000円。

第2項予備費30万円となっております。

第4条資本的支出の予定額は、資本的支出額に対して不足する400万円は過年度分損益勘定留保資金400万円で補てんするものとします。

支出。

第1款資本的支出400万円。

第1項建設改良費400万円とするものでございます。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれぞれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしております。

1、職員給与費5,965万円。

2、交際費が10万円でございます。

第6条が、たな卸資産の購入限度額は100万円と定めるものでございます。

暫定予算の期間は、4月から7月までの4カ月間のものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 一般会計の暫定予算の方ですが、款、使用料及び手数料、4カ月、3分の1ということですが、これの合併によって新たに町民からの収入がふえるというふうなことで、どれぐらいの割合でこれを計上しているのか、伺います。

それから、8、土木費の中の項、住宅費2,315万6,000円、これについての内訳を求めます。

6、都市計画費1,782万8,000円、これについての節に関する説明を求めます。

それから、介護保険の事業特別会計の介護保険料、これも先ほどの条例改正がありましたが、これに関してどれぐらい歳入として割合としてふえてくるのか、どうなるのか伺いたいと思います。

それから、国保会計についても同じように、どれぐらいの割合で割り増しの計上がされてんのか、伺います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 使用料手数料についてのご質問でございますが、町長が最初に提案理由の中で申し上げておりますとおり、この暫定予算につきましては6月開催予定の本予算、その中で事項別明細も含めまして詳細な説明があります。それとまた、

本予算でございますので委員会付託等があるかと思えます。その中で十分なお審議をいただけたらと思っております。

それで、今暫定予算でございますので、まだ本予算の査定中でございます。したがって、その詳細な部分についてはまだ決定ができておりません。そういう意味において6月開催予定の本予算、その中でご審議を願ったらと思えます。

これは各会計に共通事項だということでご理解を願いたいと思えます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 質問は、歳出の土木費の中の住宅費のことだったんでしょうか。

この住宅費の中には町営住宅の使用料の現年度分、町営住宅の現年度分と過年度の滞納部分の収入見込みを入れておりますけど、ちょっと質問の意味がわかりにくかったですけど。内訳ということは、どういった内訳ということでしょうか。

（14番村上久美君「目、節に関してです」と呼ぶ）

目、節で言えば住宅管理費の中の、節で言えば旅費、高松への旅費が1回分相当見えます。それから、燃料費、車の燃料、光熱水費、それと住宅の修繕料、それから退去者が見込まれますので退去者への敷金の返還金、それと敷金基金の積立金、こういったものを見込んでおります。

以上です。

（14番村上久美君「都市計画費、どういう内容ですか」と呼ぶ）

都市計画費の総務費につきましては、これも高松への旅費、それと消耗品、燃料費。それから、ここで大きいのは委託料で400万円計上しておりますけど、これにつきましては、旧内海町時代からいわゆる安田地区に植松のポンプ場というものがございます。植松の都市下水路です。これが相当施設が老朽しておるということで新年度から更新計画を立てていくということで進んできておった関係で、いわゆる都市計画の見直しの委託料を400万円計上いたしております。それと、あとは各下水道協会等への負担金、こういったものを計上しております。それから、都市下水路の管理につきましては、これも3つのポンプ場の中で傷んだ、相当老朽したものがございますので、台風時期までに修繕する必要があるということで修繕工事請負費を計上いたしております。

以上です。

議長（中村勝利君） 質疑の途中でありますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 介護保険あるいは国民健康保険の保険税改正による影響がどうかというようなことでありましたが、これにつきましてはまことに申しわけありませんが、6月以降の予算審議の段階でご説明をさせていただきます。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 6月の定例議会ということなんですが、暫定予算ということは十分承知してるんです。しかし、条例改正によつての反映が全くここには出されてないのかという疑問があるわけです。それで、私は国保、介護保険の内容についてどれぐらいの影響を与えた割合がどれぐらい見込んでの計上になってきているのかという意味で聞いているわけです。一般会計の方もそうなんですが、そういう意味で、具体的な細かい数字でなくて、大体のどれぐらいの割合で、そういう町民からの徴収する使用料手数料を見込んで今回の3分の1の予算に計上してるのか、反映全くされてないのか、3分の1が、そこについて伺ったわけです。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 当然、改正された条例に基づき、その単価で計上しておると思います。例えば使用料手数料、その影響額が以下どういう形になっておるのかということですが、各課に使用料手数料というのはまたがっておりますので、どれだけの影響があるか把握はいたしておりません。したがいまして、先ほど申し上げましたとおり6月開催予定の本予算において、その辺の部分につきましてもできましたらご審議願ったらと思うわけでございます。これは特別会計につきましても一般会計につきましても、ただいま本予算の査定中でございます。まだ確定しておりませんので、どれだけの影響があるかというのは決まっております。そういうことをご理解を願ったらと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの一般会計及びこの条例関係ですが、予算関係ですが、町条例及び国民健康保険税の条例の一定の影響が、暫定予算でありながらも与えているということは明らかです。町民に対する大きな影響も出てきているというのは明らかなので、この暫定予算については反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案の賛成の方から発言を許します。

1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） ただいま反対の討論ございましたが、企画財政課長から十分なる答弁があったように思っております。特に6月には本予算が決まると、現在各課で非常に苦勞なされた予算の査定をしているというような状況でございます。非常に厳しい中でございますが、逆にその財政についての、今度予算のいろいろな委員会での付託もあるように聞いておりますので、その場で十分なる審議を願いたい、こういうことでございますので、私はこの暫定予算につきましては賛成をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第9号は原案どおり承認されました。

~~~~~

日程第27 議案第10号 小豆島町収入役事務兼掌条例について

議長（中村勝利君） 日程第27、議案第10号小豆島町収入役事務兼掌条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第10号小豆島町収入役事務兼掌条例について提案理由のご

説明を申し上げます。

小豆島町の設置に当たり、市町村合併の効果をより大きなものにしていくためには、これまで以上の行政事務の効率化が必要となってまいります。そのためには、常に行政組織の見直し、多様化する住民サービスに行政効果を点検しながら対応してまいらねばなりません。今般、特別職の人事に当たり、地方自治法の改正も視野に入れながら簡素な行政組織としていくために、収入役の事務を助役に兼任させる条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第10号小豆島町収入役事務兼掌条例についてご説明をいたします。

町長から申しあげましたとおり、平成19年度施行予定の改正地方自治法におきましては、助役にかえて副市町村長を置き、収入役を廃止して副市町村長に一元化するということになっております。このようなことも考慮いたしまして、今回地方自治法の規定に基づきまして収入役を置かず、助役にその事務を兼掌させるための条例を制定するものでございます。

なお、附則にございますように、関連をいたします小豆島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、小豆島町特別職報酬等審議会条例並びに小豆島町特別職の職員で非常勤の者の給与及び旅費に関する条例、それぞれの条文中「収入役」に係る部分を削除する一部改正を行うことといたしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

議長（中村勝利君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第28 議案第11号 助役の選任について

議長（中村勝利君） 次、日程第28、議案第11号助役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第11号助役の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第161条第2項に基づき、小豆島町に助役を置こうとするものでございます。

選任にご同意をいただきたい吉岡忠昭氏は、昭和37年に旧内海町に奉職されて以来39年間、建設課、農林水産課、水道課などの事業部門で災害復旧などの激務をこなされるとともに、住民との対話の姿勢で行政に当たり、職員として町勢発展に努められました。平成13年10月に内海町助役に選任され、1期4年間と2期目に入って5カ月、地方行政の激動期におきまして行政改革や市町村合併などの行政課題に精力的に取り組み、その重責を十二分に果たして来られました。小豆島町の今後の発展にとってなくてはならない人材であると考え、今般選任いたしたく存じます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

議長（中村勝利君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

この際、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第 11 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号はこれに同意することに決定されました。

ただいま助役の選任に同意しました吉岡助役は本日出席しておりませんので、就任あいさつは 6 月定例会でお願いすることにしたいと思います。

~~~~~

日程第 29 議案第 12 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第 29、議案第 12 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 12 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 条に基づき小豆島町教育委員会を設置し、同法第 3 条に規定されておりますように 5 人の教育委員を任命しようとするものでございます。

本議案は、黒木治夫氏の任命につき同意を求めるものでございまして、黒木さんは、人格は高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有しておられ、旧内海町におきまして平成 12 年から教育委員を務められておりました。教育委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番新名議員。

6 番（新名教男君） 内海町では、旧内海町ですが、40 年近く町長選挙はございませんでした。選挙をすればしこりが残るとか、そういう悪しき習慣を打ち破り、民主主義の

原点である住民による町長選挙がこのたび戦われました。八木前池田町長にまず敬意を表します。それとともに、選挙に打ち勝たれました坂下一朗町長にも敬意を表します。

質問に入ります。

課題が山積する旧内海町の教育行政のトップとする教育長として住民の負託を受け、らつ腕を振るった八木前内海教育長のお名前が、この新しく任命されようとしておる教育委員の中にございません。きょうは残念なことに教育長は出席しておいでませんが、質問ですが、なぜ新しい委員の中に八木前教育長、内海のですよ、教育長のお名前がないのか。

それと、新しい教育委員として池田町から2名の方が選出されておりますが、選ばれたのはどういう意図で選ばれたか、このことについて質問します。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

内海町前教育長の八木知之さんがなぜ今回の教育委員選任を選ばれなかったのかということと、池田地区から2名、どのようにして選ばれたかと、こういうようなことのようにお伺いいたしております。

まず、現在の暫定教育委員会につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の市町村の設置にあつた場合におきましては、市町村長執行者が、従来のその地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うことになった者のうちから当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するという規定に基づきまして、内海、池田両町教育委員会委員であつた者の中から小豆島町長職務執行者が選任をしたものでございます。

私は、この暫定教育委員会の委員につきまして、自動的に新町の教育委員会にスライドするものではなくて、一貫して新町教育委員の選任に当たっては改めて人選したいとの考え方を表明してまいりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条にあり、委員は人格は高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を経て任命するという手続を得るべく、新生小豆島町の教育行政をつかさどる委員としてふさわしい人材を選び、提案を申し上げたのでございます。ご理解、ご同意賜りたいと考えております。

それから、池田地区から2名というのは、教育委員が内海地区から3名、それから池田地区から2名という決めがございまして、5人のうち3人は旧内海地区、2人は池田地区と、こういうことがあります。したがって、池田地区につきましては池田地区の議員の一

部の方、また有識者の方にお尋ねをいたしまして、池田地区の方2名を選ばせていただきました。

以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今の町長の答弁は私の質問の回答にはなっていないというふうに考えます。

教育長の問題を、失礼ですが住民の頭越しとは申しませんけれども、そういう場所で政争の具とした現実、教育こそ国家百年の計であると信じている心ある者にとっては許しがたいことであると私は思っております。しかし、この場でこれ以上議論するつもりはございません。池田、内海、2つの町から新しく小豆島町が誕生しましたが、その住民によって選ばれました新しいここにおいで議員さんの採決に任せます。

以上、質問を終わります。

議長（中村勝利君） 答弁、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（「できれば起立で」と呼ぶ者あり）

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第12号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第30 議案第13号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次に、日程第30、議案第13号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 1 3 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 1 2 号に引き続き教育委員を任命しようとするものでございます。

本議案は、谷元秀史氏の任命につき同意を求めるものでございまして、谷本さんは、人格は高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有しておられ、旧内海町におきまして平成 1 6 年から教育委員を務めておられました。教育委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第 1 3 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第 3 1 議案第 1 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第 3 1、議案第 1 4 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 1 4 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

引き続き教育委員を任命しようとするものでございます。

本議案は、熊坂泰忠氏の任命につき同意を求めるものでございまして、熊坂さんは昭和38年から小豆島高校及び土庄高校で教鞭をとられ、平成13年に小豆島高校教頭を最後に退職されております。その後も内海町立図書館の館長を務めるなど教育に関し深い識見を有しておられます。教育委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第14号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第32 議案第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第32、議案第15号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第15号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

引き続き教育委員を任命しようとするものでございます。

本議案は、明田隆雄氏の任命につき同意を求めるものでございまして、明田さんは、昭和41年から郡内の小・中学校で教鞭をとられ、平成14年に池田中学校校長を最後に退職されております。37年間にわたり義務教育に専念し、その充実、発展に努められまし

た。平成13年度から2年間は小豆郡中学校校長会長としてご尽力をいただいているところでございます。教育に関し深い識見を有しておられ、教育委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第15号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第33 議案第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第33、議案第16号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第16号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

引き続き教育委員を任命しようとするものでございます。

本議案は、岡田恕枝氏の任命につき同意を求めらるものでございまして、岡田さんは昭和36年から県内の小学校で教鞭をとられ、平成13年に北浦小学校校長を最後に退職されております。41年間にわたり義務教育に専念し、その充実、発展に努められました。教育に関し深い識見を有しておられ、教育委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第16号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第34 議案第17号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第34、議案第17号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により藤井源詞君の退場を求めます。

〔13番 藤井源詞君 退場〕

（「休憩しませんか」と呼ぶ者あり）

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後5時12分

再開 午後5時21分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度繰り返します。

日程第34、議案第17号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

藤井議員の入場を求めます。

〔13番 藤井源詞君 入場〕

議長（中村勝利君） 先ほど、間違いで藤井議員の退場を求めましたけども、間違いで

したので訂正をいたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第17号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第195条に基づき小豆島町に監査委員を置こうとするものでございます。

選任にご同意をいただきたい柴崎勲氏は、昭和41年に香川県庁に奉職され、その後昭和49年に旧内海町に就職されて以来、地方行政の進展に寄与されてきました。住民福祉課長、企画財政課長、総務課長などの要職を務められ、平成12年7月に旧内海町収入役に選任されております。その経歴からも普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する方であると考えますので、今般監査委員に選任いたしたいと存じます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第17号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第35 議案第18号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第35、議案第18号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により藤井源詞君の退場を求めます。

〔 13番 藤井源詞君 退場 〕

議長（中村勝利君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第18号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

引き続き監査委員の選任でございます。

選任にご同意をいただきたいのは、小豆島町議会議員藤井源詞氏でございます。

藤井議員は、旧内海町議会議員を2期務められ、2期目の平成15年から監査委員としてその職責を果たされております。普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する方であると考えておりますので、今般監査委員に選任いたしたいと存じます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第18号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号はこれに同意することに決定しました。

13番藤井源詞君の入場を求めます。

〔 13番 藤井源詞君 入場 〕

~~~~~

日程第36 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第36、議案第19号固定資産評価審査委員会委員の選

任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第19号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法第423号第1項に基づき小豆島町固定資産評価審査委員会を置き、同条第3項により委員を選任しようとするものでございます。

選任にご同意をいただきたい塩田洋司氏は、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引業を営むなど固定資産の評価につきまして学識経験を有し、旧内海町では平成13年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。その経歴からも適任者であると考えますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第19号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第37 議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第37、議案第20号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第20号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

引き続き小豆島町固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするものでございます。

選任にご同意いただきたい藪脇修氏は、宅地建物取引業を営み、固定資産の評価につきまして学識経験を有し、旧内海町では平成15年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。その経歴からも適任者であると考えますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第20号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第38 議案第21号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第38、議案第21号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第21号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

引き続き小豆島町固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするものでございます。

選任にご同意をいただきたい岡彰氏は、香川県池田農業協同組合組合長を務めるなど学

識経験を有し、旧池田町では平成14年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。その経歴からも適任者であると考えますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第21号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号はこれに同意することに決定しました。

ここで追加議事日程2をお配りする間、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時30分

再開 午後5時32分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

~~~~~

日程第39 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 初めに、日程第39、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、各常任委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

~~~~~

日程第40 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第40、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会において、調査中の案件につき、会議規則第74条の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもちまして今期臨時会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成18年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後5時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会臨時議長

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員